

中川（中川・綾瀬川）河川維持管理計画

【国土交通大臣管理区間編】

令和5年3月

国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所

河川維持管理計画 <中川・綾瀬川> 目次

1. 河川の概要	
1.1 流域の概要	1
1.2 流域の環境	2
1.3 流域の社会状況	2
1.4 治水の沿革	2
1.5 利水の沿革	4
2. 河川の区間区分	4
3. 河川の維持管理上留意すべき河川特性・課題等	
3.1 治水	
3.1.1 河岸洗掘、河床低下	5
3.1.2 土砂堆積	6
3.1.3 河道内樹木	6
3.1.4 重要水防箇所	6
3.1.5 河川管理施設	6
3.1.6 許可工作物	7
3.2 河川利用	
3.2.1 不法占用・工作物	7
3.2.2 河川利用(高水敷の利用状況など)	8
3.2.3 利水	9
3.2.4 水質	9
3.3 環境	
3.3.1 植物・生物環境	10
3.4 その他	
3.4.1 沿川自治体・NPO等との協働	11
4. 維持管理目標の設定	
4.1 治水	
4.1.1 河道の維持管理	12
4.1.2 堤防の維持管理	12
4.1.3 護岸の維持管理	13
4.1.4 治水機能を有する河川構造物の維持管理	13
4.2 河川利用	
4.2.1 河川利用空間の維持管理	14
4.2.2 流水の正常な機能の維持管理	14
4.2.3 浄化施設の維持管理	14
4.3 環境	14
4.4 共通	
4.4.1 電気通信施設の維持管理	15
4.4.2 観測施設の維持管理	15
5. 河川の状態把握	
5.1 一般	15
5.2 基本データの収集	

5.2.1 水文・水理等観測	16
5.2.2 測量	
(1)河川縦横断測量	18
(2)空中写真測量(平面測量)	19
(3)斜め写真	19
5.2.3 河道の基本データ	19
5.2.4 河川環境の基本データ	21
5.2.5 観測施設、機器の点検	22
5.3 堤防点検のための環境整備	23
5.4 河川巡視	
5.4.1 平常時の河川巡視	23
5.4.2 出水時の河川巡視	25
5.5 点検	
5.5.1 出水期前、台風期、出水中、出水後等の点検	
(1)出水期前、台風期	25
(2)出水中	26
(3)出水後等	26
5.5.2 地震後の点検	27
5.5.3 親水施設等の点検	27
5.5.4 機械設備を伴う河川管理施設及びトンネル施設の点検	
(1)機械設備	28
(2)電気通信施設	29
(3)土木構造物	29
(4)建築施設	30
5.5.5 許可工作物の点検	30
5.6 河川カルテ	31
5.7 河川管理基図	31
6. 具体的な維持管理対策	
6.1 河道の維持管理対策	
6.1.1 河道の流下能力の維持・河床低下対策	32
6.1.2 河岸の対策	32
6.1.3 樹木の対策	33
6.2 施設の維持管理対策	
6.2.1 河川管理施設一般	
(1)土木施設	34
(2)機械設備・電気通信施設	34
6.2.2 堤防	
(1)土堤	
1)堤体	35
2)除草	36
3)天端	37

4)坂路・階段工	38
5)堤脚保護工	38
6)堤脚水路	38
7)側帯	39
(2)特殊堤	
1)胸壁構造の特殊堤	39
2)自立式構造の特殊堤	39
6.2.3 護岸	
(1)基本	39
(2)特殊護岸、コンクリート擁壁	40
(3)矢板護岸	41
6.2.4 根固工	41
6.2.5 水制	41
6.2.6 水門、樋門・樋管	
(1)本体	42
(2)ゲート設備	42
(3)電気通信施設	43
(4)付属施設	43
6.2.7 排水機場	
(1)土木施設	43
(2)ポンプ設備	44
(3)電気通信施設	45
(4)機场上屋	45
6.2.8 揚水機場	
(1)土木施設	45
(2)ポンプ設備	45
(3)電気通信施設	46
(4)機上上屋	46
6.2.9 トンネル施設	47
6.2.10 河川管理施設の操作	47
6.2.11 許可工作物	
(1)基本	47
(2)伏せ越し・河底横過トンネル	48
(3)取水施設	48
(4)橋梁	
1)橋台	49
2)橋脚	49
3)取付道路	49
(5)堤外・堤内水路	49
6.3 河川区域等の維持管理対策	
6.3.1 一般	50

6.3.2 不法行為への対策	
(1)基本	51
(2)ゴミ、土砂、車両等の不法投棄	52
(3)不法占用(不法係留船を除く)への対策	53
(4)不法係留船への対策	53
(5)不法な砂利採取等への対策	54
6.3.3 河川の適正な利用	
(1)河川の安全な利用	54
6.4 河川環境の維持管理対策	55
7. 水防のための対策	
7.1 水防活動等への対応	58
7.2 水位情報等の提供	58
8. 地域連携等	
8.1 河川管理者と市区町村で連携して行うべき事項	
8.1.1 水辺の楽校	59
8.2 河川管理者と市区町、NPO・市民団体等が連携して行っている、又は行う予定がある 事項	
8.2.1 河川清掃活動	59
8.3 河川愛護モニター	60
8.4 河川協力団体	60
9. 効率化・改善に向けた取り組み	
9.1 施設の老朽化に備えた長寿命化対策	60
9.2 サイクル型維持管理	
9.2.1 河川の状態把握の分析、評価	61
9.3 地域との連携による、浸水被害軽減を目指した運用	61
9.4 河川管理の見える化	61
9.5 河川管理 DB の活用	62
9.6 DX の推進	62
9.7 河川管理施設の有効活用	62
10. 巻末資料	

1. 河川の概要

1.1 流域の概要

中川は埼玉県羽生市に端を発し、埼玉県東部及び東京都を流下して、荒川沿いに東京湾に注いでいる。流路延長約81km、流域面積約811km²の一級河川である。

中川の一次支川である綾瀬川は、埼玉県桶川市に端を発し、埼玉県南部と東京都東部の低平地を流下する流路延長約48km、流域面積約176km²の一級河川である。

中川・綾瀬川流域は、関東平野の中央部、利根川水系の西南部端に位置し、周囲を利根川・江戸川及び荒川に囲まれた一様に平坦な流域で、流域面積約987km²、流域内人口約369万人(平成22年現在)で、埼玉県内の拡大な農耕地、東京都東部の人口密集地帯及びその周辺にあって都市化の著しい埼玉県東部の低平地よりなっている。

中川・綾瀬川流域は、海拔およそ20m の関東ロームに覆われた洪積台地と、利根川や荒川による洪水堆積物によって生じた沖積平野により構成されている。

洪積台地は、流域の西南一帯の大宮、浦和を中心として、鴻巣より岩槻を経て鳩ヶ谷に跨る大宮台地と、東縁部の常総台地の2地帯が大きい。台地は北部の利根川沿いの高いところで標高20～30mに達するが、南東に向かって漸次低くなっている。

上流部においては、沖積堆積物が台地表面上を被い地形界のはっきりしないところもあるが、一般に、中流部より下流部では台地と沖積地との境界は、かなり高低差をもって明瞭に区別できる。

沖積地に形成された台地には、元の利根川、渡良瀬川、荒川等により深い浸食谷が形成され、また中央の台地上には、荒川、綾瀬川等多数の中小河川によって谷が形成された。



図－1.1 江戸川、中川・綾瀬川と流域

1.2 流域の環境

中川・綾瀬川は全区間を通じて河床勾配が緩やかな河川である。中川・綾瀬川ともに本川下流部に堰を有さないため、下流域の広い区間で干満の影響を受けていることが特徴的である。

【中 川】

中川はかつての利根川本川を改修した区間と人工開削水路が組み合わさって形成されている。大臣管理区間最下流部の高砂橋～潮止橋までは、人工的に開削された水路の区間で、一部の水際に 水性のヨシ原が形成される他は、自然環境に乏しい区間である。ただし、水域は水深の深い汽水環境が形成され、マハゼなどの底生魚やヤマトシジミやゴカイ類などの汽水性底生動物が生息している。

【綾瀬川】

綾瀬川は元荒川から分派し、湿地帯の中を蛇行しながら流れていたものを、江戸時代の新田開発を目的として、最上流部の備前堤設置による元荒川からの分離、河道の直線化及び伝右川開削による周辺湿地の排水能力の向上と水運確保が実施された結果人工的な影響が強くなった河川である。近代においても度重なる激特事業により、水辺が直立護岸で整備され、生物の生息場として厳しい環境の河川である。

1.3 流域の社会状況

中川・綾瀬川流域内の人口は369万人（平成22年現在）である。流域の下流部は東京の人口密集地帯をかかえ、中・上流部の低地地域は古くは田園の広がる穀倉地帯であり遊水機能を有していたが、近年は首都圏のスプロール的な拡大にともなって中流部及び上流部に向けて開発が進行し、浸水のおそれのある区域へ人口、資産が集中すると同時に、流域が従来有していた保水、遊水機能も失われてきた。平成27年現在の市街化率は、約53%である。

中川・綾瀬川流域の鉄道は、東北・上越・北陸新幹線、JR宇都宮線、高崎線、武蔵野線、東武野田線、伊勢崎線、日光線、秩父鉄道、埼玉高速鉄道、つくばエクスプレス線などがあり、道路については国道4号、16号、17号、122号などの国道8路線の他、高速道路3路線を有している。

これらの主要な交通網の多くは、東京から放射状に伸びる形態で、環状方向の結びつきはやや弱く、上中流部における社会、経済活動が東京に依存する一因ともなっている。

中川・綾瀬川流域では、このような交通の利便性から、今後想定される市街地整備計画もかなりの数にのぼり、それに伴う東西方向の環状型の交通網整備を主体とした構想も被い地域で、東埼玉道路、首都圏中央連絡自動車道などの整備が進捗しつつあることから、今後一層市街化が進展するものと考えられる。

1.4 治水の沿革

中川の改修計画は、大正5年に内務省直轄改修計画として立てられたものが最初であり、この計画は大正2年8月洪水を基準として、吉川地点（中川）における計

画高水流量 264 m³/s としており、昭和5年に事業が完了したため東京都府（現東京都）及び埼玉県に管理を引き継いだ。

しかし、昭和13年6、7月洪水及び9月の異常高潮による惨たんたる被害に直面して、東京府（現東京都）及び埼玉県による「中川・綾瀬川・芝川三河川総合河川改修増補計画」が策定された。

この計画では計画高水流量を吉川地点において 415 m³/s とし、全川を浚渫拡幅するとともに、綾瀬川放水路の建設及び新中川放水路を含む抜本的なものであったが、第二次世界大戦により用地買収と綾瀬川下流部の護岸の一部を施工するにとどまり、昭和19年に休止となった。

高潮計画については、東京府（現東京都）が昭和9年に総合高潮防御計画を策定し、翌年から事業実施に移ったが、第二次世界大戦により完成することなく休止となった。

昭和24年から27年の四ヶ年計画国庫補助事業として、新中川の開削に着手したが、財政上の理由により大幅に遅れ、昭和37年に至ってようやく新中川の開削が完成した。その間、昭和22年9月洪水（カスリーン台風）及び昭和33年9月洪水（狩野川台風）と相次いで大災害を被り、昭和36年には中川・綾瀬川の中流部主要区間が直轄工事として施工されることとなった。

昭和38年には昭和33年9月洪水、昭和36年6月洪水を基準として、中川の総体計画が樹立され、計画高水流量を吉川地点で 800 m³/s、綾瀬川で 160 m³/s、伝右川・毛長川 40 m³/s とし、これを処理するための高水敷の掘削・河道の浚渫を行うとともに、綾瀬川放水路を建設して 160 m³/s のうち 100 m³/s を中川へ放流することとした。

昭和39年の新河川法の施行に伴い、昭和40年、利根川水系工事実施基本計画が定められたが、中川についても利根川水系に包含され、この一環として総体計画がそのまま受け継がれ、その後、三郷放水路を開削することにより、中川の計画高水流量 800 m³/s のうち 200 m³/s を江戸川に放流することが計画され、昭和54年3月にはこのうち 100 m³/s が暫定完成した。

また、昭和55年には年超過確率 1/100 の降雨のもとで、流域内貯留施設（遊水地・調節池等）及び流域外排水施設（放水路等）を位置づけて、計画高水計画流量を中川の吉川地点で 1,100 m³/s、綾瀬川の谷古宇地点で 90 m³/s、とする計画に改訂したが、その後の土地利用の変化、新たな開発構想の具体化、下水道計画の整備などの様々な治水条件の変化が生じ、これらに対応すべく首都圏外郭放水路等を加えたうえで、計画高水流量を吉川地点で 1,100 m³/s、谷古宇地点で 90 m³/s とする計画に、平成5年4月に改訂した。

また、当該流域では流域の都市化の著しい進展に伴い、流域が有していた保水・遊水機能が失われ、洪水流出量の増大やそれまで安全であった地域での浸水の発生など、多くの問題が生じ、従来どおりの治水施設の整備だけでは、早急に洪水被害を軽減させることが困難な状況となったことを踏まえ、総合的な治水対策を推進する観点から、昭和55年に総合治水対策特定河川に指定され、昭和58年に流域内の関係機関の合意に基づき中川・綾瀬川流域整備計画を策定した。

平成12年には、その後の保水・遊水機能保全対策の立ち遅れ、遊水地域での

盛土の進行、低地地域のポンプ整備による流出の増加等の様々な問題に対応すべく、流域一体となった総合治水対策の枠組みを継続し進めていく長期方針と、概ね10年後の市街化率を51%と想定した段階的整備の目標を示した、新たな流域整備計画へ改定した。

その後、平成18年2月に利根川水系河川整備基本方針が定められ、計画高水流量を吉川(中川)で1,100 m³/s、谷古宇(綾瀬川)で90 m³/sとする計画とした。

1.5 利水の沿革

中川・綾瀬川流域はかつて利根川や荒川が乱流する湿地帯であったが、江戸時代の新田開発により取排水網が整備され、水田地帯が形成された。そのため、中川・綾瀬川の水利利用は昭和20年代までは農業用水が中心であった。

しかし、昭和30年代から始まった高度経済成長に伴い、流域での水道水や工業用水の需要が急増した。中川・綾瀬川流域においては、それを全面的に地下水に依存していたため、地下水位の低下とそれを原因とする地盤沈下現象が、社会問題、環境問題として顕在化してきた。

これに対して農業水利では、水利施設の更新的事業(見沼用水、葛西用水)や、河川取水農業水利施設の合理化や使用水量の節減を図る事業(権現堂、幸手領、その他ほ場整備地区)へと展開し、さらに、より広域な地域での農業水利システムの再編成を目指す事業(利根導水路、埼玉合口二期、利根中央)へと発展した。

また、利根導水路建設事業における利根大堰の建設により、農業用水は取水の安定性を確保し、都市用水は利根川から新たに取水が可能となり、江戸川筋を除く中川・綾瀬川流域の水利利用の形態を一変させた。

中川の水利権は合計約4 m³/s(令和4年3月現在)であり、おおよそ農業用水50%、工業用水50%の割合となっている。また、中川の流況が良い時に「中江戸緊急暫定導水路」を通じて、中川から江戸川へ上水道用水6.79 m³/sが、かんがい期のみ導水されているが、令和7年度廃止に向け段階的に取水量を減量する。また、江戸川の流況改善のため、中川の流況が良いときに、三郷放水路を通じて最大10 m³/sの導水が行われる。

2. 河川の区間区分

江戸川河川事務所管内の大臣管理区間は、「沖積河川であり、氾濫域に多くの人口、資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間」であることから、全て『重要区間』に設定する。

表—2.1 大臣管理区間

河川名	区間		延長(km)
	上流端	下流端	
中川	左岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字内膳堀内上1672番地の1地先 右岸：埼玉県北葛飾郡松伏町大字下赤岩字掛井堀中通1876番地の1地先	左岸：東京都葛飾区高砂町3丁目57番地先 右岸：東京都葛飾区青戸町4丁目630番地先	20.60
綾瀬川	左岸：埼玉県越谷市大字蒲生字山王3794番地先 右岸：埼玉県草加市金明町1361番の3地先	左岸：東京都足立区神明町15番地先 右岸：東京都足立区内匠本町3670番地先	8.90
大場川	左岸：埼玉県三郷市新和2丁目383番地先 右岸：埼玉県三郷市新和1丁目514番の5地先	左岸：埼玉県三郷市新和4丁目167番の1地先 右岸：埼玉県三郷市新和3丁目128番の1地先	0.20
第二大場川	左岸：埼玉県三郷市新和1丁目572番地先 右岸：埼玉県三郷市八町堀字欠井堀83番地先	江戸川への合流点	0.50
大場川放水路	大場川からの分派点	三郷放水路への合流点	0.20
三郷放水路	中川からの分派点	江戸川への合流点	1.60
綾瀬川放水路	綾瀬川からの分派点	中川への合流点	4.00
首都圏外郭放水路	大落古利根川からの分派点	江戸川への合流点	6.00

3. 河川の維持管理上留意すべき河川特性・課題等

3.1 治水

3.1.1 河岸洗掘、河床低下

中川は河床勾配が潮止橋（19 km付近）より下流のデルタ帯で約 1/29, 700、潮止橋より上流で約 1/5, 500 の緩流河川であり、直轄河川編入以降大きな河岸洗掘及び河床低下は見られない。ただし、河道が大きく蛇行している区間においては、外岸側に大きな深みが形成されている。また、河道内には部分的（潮止橋～大落古利根川合流点）に樹木の繁茂がみられるが、治水上影響は認められない。

中川の高水敷は、高砂橋～潮止橋までは左右岸ともに高水敷はなく、潮止橋～上流端については、右岸側のみが高水敷となっている。

表—3.1 中川における河道区間

区間	12.4 km～18.2 km 左岸：東京都葛飾区 右岸：東京都葛飾区 ～東京都足立区	18.2 km～26.0 km 左岸：東京都葛飾区 ～埼玉県三郷市 右岸：東京都葛飾区 ～埼玉県八潮市	26.0 km～30.8 km 左岸：埼玉県三郷市 ～埼玉県吉川市 右岸：埼玉県八潮市 ～埼玉県越谷市	30.8 km～33.7 km 左岸：埼玉県吉川市 ～埼玉県松伏町 右岸：埼玉県越谷市 ～埼玉県松伏町
現況河床勾配	1/29, 700	1/5, 500		
代表粒径(mm)	0.220	0.214	0.306	0.506

綾瀬川は大臣管理区間の河床勾配が約 1/4, 100 の緩流河川であるが、川幅が狭く全川が人工河岸化していることもあり、大きな侵食・洗掘等は発生していない。綾瀬川における河床変化はそのほとんどが、浚渫によるものである。また、河道内には高水敷がほとんどなく護岸が整備されている。

表－3.2 綾瀬川における河道区間

区間	8.3 km～17.2 km
	左岸：東京都足立区～埼玉県越谷市 右岸：東京都足立区～埼玉県草加市
現況河床勾配	1/4,100
代表粒径(mm)	0.164

3.1.2 土砂堆積

中川・綾瀬川はかつて利根川及び荒川の本流が流れていた河川であるが、近世以降の河川改修により、上流域が荒川や利根川・江戸川へ付け替えられたため、土砂生産量の大きい源流部を持たない低地河川となった。そのため、河道内の土砂流量は比較的少なく、河道内の土砂堆積や河床変動はほとんどない。

3.1.3 河道内樹木

中川は中流部の潮止橋から大落古利根川(19.5 km～33 km)付近の右岸側にのみ高水敷が存在する。この高水敷には中川が利根川本流であった頃に形成された大規模な自然堤防がその多くを占め、比較的地盤が高いそれらの立地にはエノキ、ムクノキ、ケヤキなどの落葉広葉樹林が形成されている。これらの樹木の一部は低水路沿いにもその生育地が広がっている場所も存在する。

綾瀬川河道内には一部護岸部分に堆積した土砂に低木の樹木の繁茂が見られる。

3.1.4 重要水防箇所

中川、綾瀬川では堤防高不足、堤防断面不足、漏水箇所、桁下高不足橋梁等の重要水防箇所（洪水時に巡視・点検などの水防活動の必要性が高い箇所）が存在する。中川は完成区間の区間が少ないため、堤防高不足箇所が特に多く、綾瀬川では桁下高が不足する橋梁が特に多い。

表－3.3 中川・綾瀬川重要水防箇所(令和4年3月)

	A		B		要注意		合計	
	(箇所)	(m)	(箇所)	(m)	(箇所)	(m)	(箇所)	(m)
中川	92	12,221	138	28,291	5	302	235	40,814
綾瀬川	77	10,003	103	6,289	3	62	183	16,354

3.1.5 河川管理施設

中川・綾瀬川には内水排除のための水門、樋門・樋管、排水機場、放水路、伏越等の河川管理施設(工作物)が多く設置されている。特に、中川・綾瀬川は平坦な流域が住宅の密集地域となっており、また、過去において浸水被害も頻発していることから、確実な維持管理による機能の確保が望まれる。

これらの河川管理施設の機能を確保するため、河川巡視、点検、維持補修、機能改

善などを計画的に行うことにより、常に良好な状態に保持するように努めている。また、施設の効率的な運用を図るため、操作の確実性を確保しつつ施設の管理の高度化、効率化を図っている。

しかし、これらの施設は、昭和 60 年以前に築造されたものも多く、今後、老朽化対策や三郷排水機場等の大規模ポンプ設備の更新時期が集中することとなる。また、河川管理施設の操作に従事する操作員の高齢化が進む等、今後の操作員の確保が困難となっており、迅速且つ的確な操作体制の維持が課題である。

また、綾瀬川放水路や首都圏外郭放水路など規模が大きく特殊な河川管理施設が整備されており、合理的で効果的な維持管理を実施していく必要がある。

3.1.6 許可工作物

中川・綾瀬川には堤防を横断する樋門・樋管などの施設や、橋梁などの許可工作物が多く存在する。樋門等は、連続した堤防に比べ、空洞などが形成され洪水に対して弱点となる可能性を含んでいることや効率的な維持管理を考慮し、樋管の統廃合など施設管理者と調整していく必要がある。

3.2 河川利用

3.2.1 不法占用・工作物

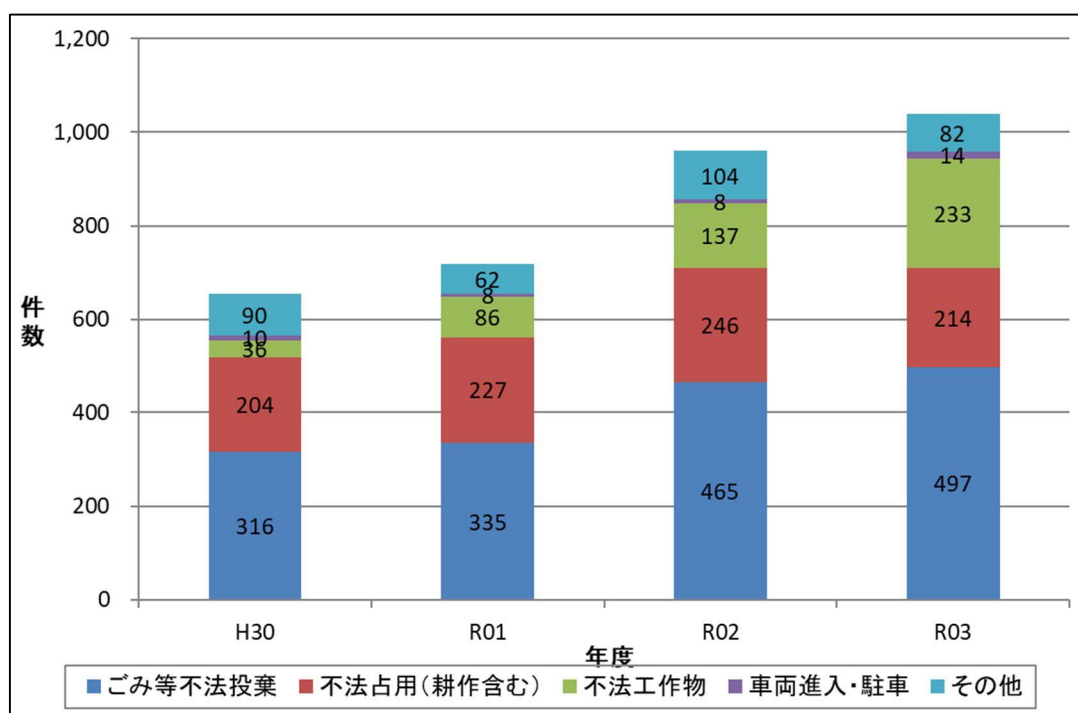
中川・綾瀬川の河川空間には不法占用や不法工作物、不法投棄ゴミ等の問題が山積している。平成 30 年度から令和 4 年度の河川巡視日報に記録された不法行為は、中川・綾瀬川の平均で約 800 件を越える。各年度、ゴミ等不法投棄が最も多く、ゴミ問題が空間管理の大きな課題となっている。

これらの不法行為等の記録箇所は中川では八潮市地先に集中する傾向があり、その他の地域では比較的問題は少ない。

また、中川の河川敷にはホームレスが 4 人（令和 4 年 3 月時点）居住しており、その対策が課題となっている。

表－3.4 中川・綾瀬川の不法行為件数（平成 30 年 4 月～令和 4 年 3 月）

項目	件数			
	H30	R01	R02	R03
ゴミ等不法投棄	316	335	465	497
不法占用(耕作含む)	204	227	246	214
不法工作物	36	86	137	233
車両進入・駐車	10	8	8	14
その他	90	62	104	82
計	656	718	960	1,040



図－3.1 中川・綾瀬川の不法行為件数(平成30年4月～令和4年3月)

3.2.2 河川利用(高水敷の利用状況など)

大臣管理区間の河川区域は、昭和40年3月24日付けで指定された。さらに、昭和54年4月4日付けで直轄編入された三郷放水路及び平成5年4月16日付けで直轄編入された綾瀬川放水路等を含めて河川区域総面積は、約394ヘクタールとなっている。

中川の高水敷は、大部分が民有地の河川保全区域に指定されているが、河川区域では約8ヘクタール(民地を含む)で、その一部が運動場、公園に利用されている。なお、綾瀬川及び三郷放水路関連河川、綾瀬川放水路は堤防敷と低水路で運動場を利用するような高水敷は存在しない。

中川は古くから舟運が発達していた河川であり、現在もタンカーやプレジャーボートなどの航行が盛んである。また、民間のマリーナ施設3箇所が存在するが、管理されたマリーナ以外に不法に係留している船舶が全川にわたり存在するため、治水上の問題となっている。

平成12年に中川の無秩序な使用形態に対応するため「中川の水面利用調整に関する協議会」を設立した。協議会は平成15年まで3回開催し、河川水面ゾーニング、利用マナー、航行ルール等の検討課題を協議し合意形成をはかった。

しかしながら、暫定係留施設の設置場所や占用主体について、具体的な協議ができず、協議会は平成15年3月以降開催されていないことから、協議会再開に向けて現状を再度確認し、不法係留船対策を進めていく。

綾瀬川については、中川ほどの船の航行は無いが、綾瀬川沿いに立地した合板工場へ材木を運ぶ曳船・筏が見られる。

3.2.3 利水

中川・綾瀬川は人口の密集する東京、埼玉東部、千葉北西部の主要な都市用水及び埼玉東部平野の農業用水として古くから利用され、利水上の重要河川と位置づけられる。そのため、流量の安定化及び水質の維持についてきめ細かな管理が行われている。

中川・綾瀬川は、典型的な内水排除河川であり、流域の上流部には広大な農耕地を有しているため、かんがい期(4月～9月)には利根川等から取水された農業用水の還元量により流量は比較的豊かであるが、非かんがい期(10月～3月)は還元量が極端に低下するため、流況は良好とは言えない状況である。

なお、大臣管理区間では流量や水質の問題から取水は殆ど行われておらず、中川大臣管理区間での水利権が約4m³/sとなっているのみである。

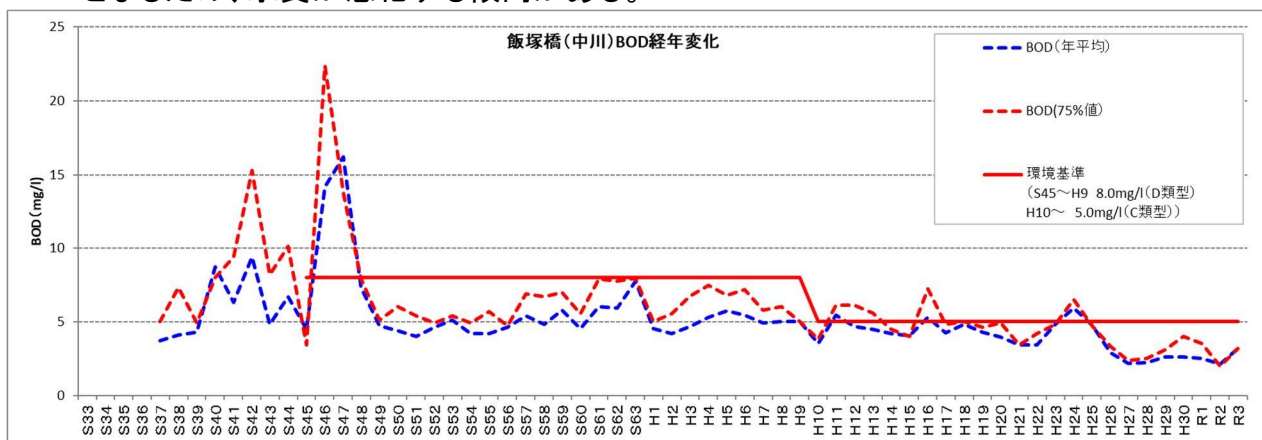
しかし、中川においては、江戸川の流況が悪化した時には、三郷放水路を通じて江戸川へ都市用水を補給する役割を持っている。

3.2.4 水質

都市河川においては、高度成長時代に集中した人口や産業により水利用が増加した反面、水を利用した後の排水対策が遅れていること等により、河川や湖沼等の公共の水域が汚濁され、水利用や周辺環境に大きな問題を引き起こしている。

中川・綾瀬川は流量が少ない上に流れが緩やかであること、急激な都市化に下水道の整備が追いつかないため、生活排水等が多く流入することから、水質の汚濁が進んだ河川である。全国一級河川の大臣管理区間の水質調査結果では、綾瀬川が昭和55年から平成6年まで15年連続で最下位を記録する等、中川・綾瀬川共に調査開始以来常に下位に位置してきたが、平成19年に綾瀬川の水質(BOD75%値)は環境基準値を下回り、その後も継続して環境基準値以下を継続しており、中川・綾瀬川共に水質は大きく改善されている。

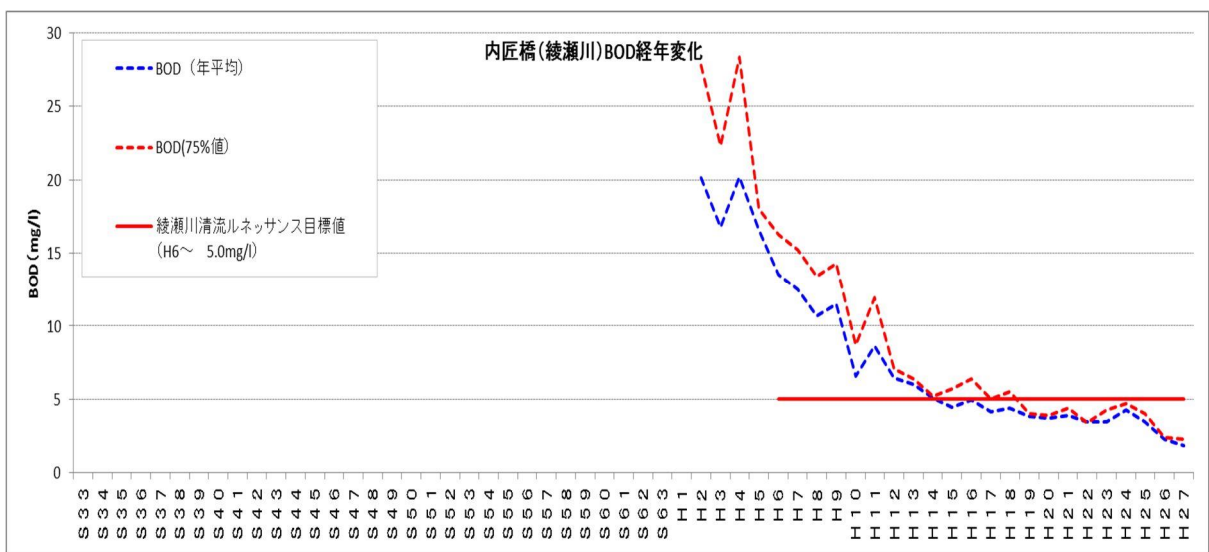
中川・綾瀬川流域の上流部は、広大な農耕地を有しているため、かんがい期には利根川等から取水された農業用水の還元量により流量は比較的豊富であり、水質の環境基準を満足している。しかし、非かんがい期は農業用水の還元量が減少し生活排水が主体となるため、水質が悪化する傾向がある。



図－3.2 中川の水質(BOD)

綾瀬川では、平成 7 年度より利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画（綾瀬川清流ルネッサンス）に基づき、流域の関係機関による下水道の整備、水質浄化施設の整備、河川の清掃活動等流域ぐるみの水質浄化対策を展開している。これにより、綾瀬川流域の下水道整備率（水洗化人口普及率）は平成 7 年の 58.7%から平成 25 年には 82.6 %まで向上した。また、平成 17 年からは綾瀬川・芝川等浄化導水事業により、荒川から綾瀬川・伝右川・毛長川等に浄化用水が導入されている。これらの対策の結果、著しく綾瀬川の水質は改善された。

※利根川水系綾瀬川水環境改善緊急行動計画では平成 7 年から平成 12 年を計画対象期間とした「清流ルネッサンス 21 計画」平成 13 年から平成 22 年を計画対象期間とした「清流ルネッサンス II 計画」を終了した。



図－3.3 綾瀬川の水質（BOD）

3.3 環境

3.3.1 植物・生物環境

中川・綾瀬川は多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっており、河川特有の生物群集が見られる。

中川はかつての利根川本川を改修した区間と人工開削水路が組み合わさって形成されている。大臣管理区間最下流部の高砂橋から潮止橋までは、人工的に開削された水路の区間で、一部区間の水際に抽水性のヨシ原が形成される他は、大部分がコンクリートや矢板の護岸となっており、自然環境に乏しい区間である。ただし、水域ではマハゼ等の底生魚やヤマトシジミやゴカイ類等の汽水性底生動物が生息している。

潮止橋から大落古利根川合流点までは、かつての利根川本川が構成した自然堤防により特徴づけられる区域である。自然堤防は特に右岸側で良く原形をとどめており、自然堤防上の屋敷林・雑木林から農耕地、水際のハンノキ林、ヨシ原、干潟と様々な生物の生息環境がモザイク状に点在しつつ連続していることが特徴的である。このように人の生活と河川の自然環境が一体化した人里的環境は、首都圏では数少ない場所となっているが、近年は耕作放棄地に帰化植物が繁茂したり、定期的な草刈りにより

維持される明るい草地環境が減少したりするなど環境の悪化が見られる。また一部において都市部では非常に稀となったシラサギ類の集団営巣地が形成されており、周辺の水田などの餌環境と安全な河川の環境が確保されていると見られる。また、干満の影響を受けるヨシ原ではヒヌマイトンボの生息が確認されている。これに対し、左岸側は高水敷が全くなく、一部水際部にヨシ原が形成される他は、自然環境に乏しい区間である。

大落古利根川から上流の中川は、かつて江戸川へ合流していた庄内古川を中川へ付け替えた区間となり、緩やかな田園地帯を流れる水路的環境となっている。この付近では干満の影響はほとんど無くなり、モツゴやタナゴ類など純淡水域の水生生物相となるが、高水敷を持たず、河岸の入り組み等も少ないので、全体的に生物生息環境としては単調である。

中川は水の流れが穏やかであること、流域の大部分が開発されていることなどから、水質が悪化していたが、近年は改善傾向にあり、多くの水生生物も復元しつつある。

綾瀬川は元荒川から分派し、湿地帯の中を蛇行しながら流れていたものを、江戸時代の新田開発を目的として、最上流部の備前堤設置による元荒川からの分離、河道の直線化及び伝右川開削による周辺湿地の排水能力の向上と水運確保が実施された結果、非常に人工的な影響が強くなった河川である。近代においても度重なる激特事業により、水辺が直立護岸で整備され、生物の生息場として厳しい環境の河川である。大臣管理区間においては、塩水の遡上はほとんど無いが、干満の影響を受ける区間であるため、マハゼやボウなどの汽水魚の遡上が見られる区間となっている。

しかしながら、近年なって、綾瀬川の自然環境を復元させるため、川沿いの遊休地を活用した大曽根ビオパークの整備をしており、モツゴ、タナゴ類などの小魚類や水鳥の生息場が確保されつつある。また、綾瀬川の水質改善が進むにつれ、ほとんど生物が見られなかった河床にもイトミミズや貝類の復活の傾向がある。

河川管理においては、中川・綾瀬川らしい貴重な動植物等の豊かな自然環境を保全していくことが必要である。

3.4 その他

3.4.1 沿川自治体・NPO等との協働

中川・綾瀬川の沿川自治体は、埼玉県松伏町・越谷市・吉川市・三郷市・八潮市・草加市、東京都足立区・葛飾区の計8自治体ある。各自治体とは、河川整備、維持管理、水防、景観などに関わる様々な協議会や検討会などで意見交換や協議を行い、地域の実情の把握や、必要な対策を行っている。

また、NPO等との協働については、河川工事の際には、事前に活動している市民団体、自然活動家と情報交換しながら進めており、水辺の楽校などの整備、維持管理についてもNPO等と連携して進めている。

綾瀬川では、毎年「綾瀬川流域クリーン大作戦」が行われ、多くの市民、団体、行政などが積極的に参加し、綾瀬川の美化活動を行っている。

4. 維持管理目標の設定

中川・綾瀬川の維持管理上留意すべき河川特性・課題等をふまえ、治水・河川利用・環境などの目的に応じた「維持管理目標」を設定する。

4.1 治水

4.1.1 河道の維持管理

中川の大正管理区間(12.4km～33.7km)は六ツ木付近(18.2 km)より下流の河床勾配が約 1/29,700、六ツ木より上流が約 1/5,500 である。中川は土砂生産を行う源流域を欠くため、河床変動は少ない。また、河道内には部分的(潮止橋～大落古利根川合流点)に樹木の繁茂がみられるが、治水上影響は認められないが、ほぼ全川で流下能力が不足しているため、堤防の引堤及び嵩上げ及び河積の確保が計画されている。

また、中川の高水敷は、高砂橋～潮止橋までは左右岸ともに高水敷はなく、潮止橋～上流端については、右岸側のみに高水敷があることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 河道変動の定期的な把握と適正な管理。(定期縦横断面図の更新等)
- 低水路の法肩と堤防法尻までの距離を 20m 以上の確保と適正な管理。
- 水衝部における局所洗掘の状況把握と適正な管理。
- 必要に応じて河道内樹木による流下能力阻害の把握と適正な管理。

綾瀬川の大正管理区間(8.3km～17.2km)は伝右・毛長川合流点付近(11.0 km)より下流の河床勾配がほぼ水平、合流点より上流が約 1/4,100 である。綾瀬川は土砂生産を行う源流域を欠くため、河床変動は少なく、顕著な深掘れもない。また、河道内には一部護岸部分に堆積した土砂に低木の樹木の繁茂がみられるが治水上の影響はなく大正管理区間での流下能力は確保されているが、堤防高が不足する区間は嵩上げが計画されている。なお、河道内には高水敷がほとんどなく護岸が整備されていることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 河道変動の定期的な把握と適正な管理。
- 必要に応じて河道内樹木による流下能力阻害の把握と適正な管理。

4.1.2 堤防の維持管理

中川・綾瀬川の堤防は、流域を浸水から守るうえで排水機場と並び重要な施設である。中川及び綾瀬川の堤防は約34.4%が暫定堤防(令和4年12月現在)であり、中川の左岸側は完成堤防あるいは一部暫定堤防となっているが、右岸側については未だ一部に旧堤防区間が残っており、無堤防箇所もある。また、中川の堤防の詳細点検結果においては堤防総延長(旧堤除く)に対し約4%が浸透対策の必要区間となっている。(令和4年12月時点)

綾瀬川は、昭和54年の河川激甚災害対策特別緊急事業の採択から本格的に河道改修を進めており、8割近くの堤防は計画高水位までの高さで整備されているが、必要な堤防の高さ又は幅を満足しておらず、計画規模の洪水を安全に流下させるため堤防の整備が必要である。

このため、洪水時には溢水・越水等の危険性もあり、また、堤防の安定性に不利な

軟弱地盤地域でもあることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 堤防表面の密な把握と機能の維持。
- 樋管等取付部の周辺の変状の詳細な把握と改善による適正な管理。
- 堤防の変状（沈下等）の有無の把握と改善。
- 出水時には堤防点検結果で要対策箇所に指定された場所についても漏水状況の把握と自治体等への情報提供を実施。

「河川構造物の耐震性能照査指針（平成 24 年 2 月）」により行った堤防の耐震照査の結果では、すでに対策済みとなっている。レベル2の地震後であっても直ちに二次災害を引き起こすような区間は無いことを確認している。

4.1.3 護岸の維持管理

中川・綾瀬川はかつての利根川が形成した沖積平野上を流下しており、水深が深いことから基本的には、矢板形式の護岸が全川に整備されている。河床勾配が緩やかであることから、中川の一部の湾曲部に局所的な深掘れ部が存在し、かつ、軟弱地盤地域であることから以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 水衝部及び高水敷狭小区間における護岸の変状（護岸の空洞化等）の把握と改善による護岸機能の確保。
- 矢板護岸の変状（傾斜等）の有無の把握と改善による機能維持。

4.1.4 治水機能を有する河川構造物の維持管理

中川・綾瀬川は河床勾配がほとんどなく、本川の流下能力に限界があることから、放水路と排水機場により江戸川及び荒川へ強制排水することにより、流域の排水を行う河川である。そのため、三郷放水路、綾瀬川放水路、首都圏外郭放水路等の施設が整備されている。特に三郷、八潮、庄和排水機場には排水量が 50 m³/s を超える大規模なポンプが設置されており、不具合が発生した場合には甚大な被害が発生することから、的確な点検整備が必要であり、緊急時に確実に機能させることが重要であることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

また、「河川構造物の耐震性能照査指針（平成 24 年 2 月）」により行った河川構造物の施設耐震照査は、浄化施設等を除く 52 施設中重要性が高い 29 施設で照査完了（令和 3 年度末時点）しており、うち 27 施設において対策が必要という結果となっている。

- 水門・樋管施設等の定期点検と修繕による機能の確保。
- 排水機場の原動機については継続的なモニタリング（原動機等の振動、温度及び圧力の経年的な変化をセンサーにより把握）により前兆を確認しながら的確な定期点検の実施と修繕による機能の確保。
- ガスタービンエンジンについては、構造が特殊であることから、修繕に時間を要するため故障の前兆が確認された場合は、原因の早期究明、診断及び部品のストック等に配慮する。
- 洪水時における機場等施設の迅速で確実な運転体制の確保。

4.2 河川利用

4.2.1 河川利用空間の維持管理

河川空間の年間推定利用者数は中川・綾瀬川で約 142 万人(令和元年調べ)と利用頻度が高い河川である。高水敷における河川利用は中流域右岸(19.5～33.0km)においてグランド等におけるスポーツが盛んであるほかは、主に堤防天端などの散策利用が多い。

また、中川は水面利用が盛んなことから不法係留船舶が多く、ゴミの投棄等の不法行為の発生件数は中川中流部で多い傾向が見られることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 河川利用者にとって安全で快適な河川環境及び景観の保持と適正な管理。
(利用者の利便性を確保するための除草及び塵芥処理)
- 不法投棄の経年的な減量を目指した車両の侵入を防止する等の適正な管理。
- 水面利用の監視と利用調整による適正な管理。
- 河川空間利用のための施設の点検と維持修繕による機能の確保。

4.2.2 流水の正常な機能の維持管理

中川の大谷管理区間は全域が感潮区間であり、渇水等の問題は少ない。また、大臣管理区間には取水がほとんどなく、江戸川の渇水時には三郷放水路をもちいて都市用水を江戸川に補給する役割がある。さらに、中川・綾瀬川には三郷放水路あるいは綾瀬川放水路、綾瀬川・芝川等浄化導水事業による浄化用水の導水が可能であることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 中川・綾瀬川の水質を常に把握すると共に、必要に応じて放水路等を用いた江戸川から中川、中川から綾瀬川への浄化用水の導水を行い、水質悪化を防止。
- 渇水及び水質事故時の適切な対応による被害拡大防止。

4.2.3 浄化施設の維持管理

綾瀬川の水質改善を目的として整備された浄化施設について、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

- 越谷浄化施設について、越谷市の下水道施設と一体整備されているため、越谷市と連携しながら今後のあり方を検討。

4.3 環境

本河川維持管理計画においては、河川環境の状態把握や治水上の観点から行う維持管理行為に伴う河川環境の保全に対する配慮を、極力日常の維持管理(巡視・維持工事等)において行うことを維持管理の目標とする。河川の自然環境や利用実態に関して、河川水辺の国勢調査を中心として包括的、体系的、継続的に基本データを収集していく。基礎データの収集・整理に当たっては、学識経験者や地域で活動する市民団体、NPO等との連携・協働していく。

4.4 共通

4.4.1 電気通信施設の維持管理

河川管理に用いる光ケーブル、CCTV、情報掲示板等、情報設備が広範囲にわたり配置されている。

これらを活用した出水時のリアルタイム動画等の大容量データは、危機管理体制において大変重要な資料となるとともに、不法行為の監視等日常的にも大きな役割を果たしていることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

また、電気・通信・情報設備（テレメータ設備など）についても、通常時、非常時において大きな役割を果たしている。

●定期点検と維持修繕による機能の確保。

4.4.2 観測施設の維持管理

管内には水文・水理観測施設（雨量・水位等）が配置されており、日常の河川管理、一般への情報提供、出水時の対応や計画立案のため等、貴重なデータ収集を行っていることから、以下のとおり維持管理目標を設定し、必要な措置を講ずる。

●定期点検と維持修繕による機能の確保。

●データの欠測・異常値を防ぐためのシステムの改善と適正な管理。

●河道等の観測環境が変化したり、当初の設置目的を終了した観測所等は、移設、統廃合等抜本的な見直しによる効率化を図る。

5. 河川の状態把握

5.1 一般

a) 実施の基本的な考え方

河川の状態把握は、基本データの収集、河川巡視、点検等により行うこととし、河川維持管理の目標、河川の区間区分、河道特性等に応じて適切に実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間

②頻度（手順）

基本データの収集、平常時及び出水時の河川巡視、出水期前・台風期・出水中・出水後、地震後等の点検、及び機械設備を伴う河川管理施設の点検により河川の状態を把握する。

③時期

出水期前・台風期の点検では河道や河川管理施設を対象として点検を行う。

必要に応じて出水中の洪水の状況あるいは出水後、地震等の発生後の施設等の点検を実施する。

水門、樋門・樋管、排水機場等の機械設備を伴う河川管理施設については、定期点検等を行う。

④留意点

基本データとして、降水量、レーダ雨量（C バンド・XRAIN）、水位、流量等の水文・水理等の観測、平面（モザイク写真）、縦横断等の測量、河床材料等の河道の状態に関する

資料を収集し収集したデータは、必要に応じて活用できるようデータベース化するなど適切に整理する。

河川巡視では、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域内における違法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等を概括的に行う。

河川巡視はあくまでも概括的に異常を発見することを目的として行うものであり、点検とは明確に区分する。河川巡視と点検は効率的に実施すべきであるが、各々の目的とするところが十分に達せられるよう留意する。ただし、違法行為への対応等、発見時に迅速な初動対応が必要な行為については、河川巡視に含める。

河川巡視や点検の結果はその後の維持管理にとって重要な情報となるので、河川カルテ等に適切に記録する。

5.2 基本データの収集

5.2.1 水文・水理等観測

(1) 雨量観測

a) 実施の基本的な考え方

流域の雨量は、河川計画の立案、河川工事の実施、河川の適正な維持、河川環境の整備及び保全その他の河川の管理に必要な水文統計資料として最も基礎的なデータであり、観測成果は公開することから、毎日、継続して適正に実施する。

河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程等に基づき実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所、②時期

中川・綾瀬川の流域における降雨特性及び気象庁及び自治体の観測所の配置をふまえ、約 70km² 以上に1カ所の割合で設置し、常時正確な観測を実施する。(巻末資料)

③留意点

リアルタイムデータは水位データとともに洪水予測等の適切な洪水対応、渇水対応等基本的データとして活用する。

降水量は自動観測を基本とする。

(2) 水位観測

a) 実施の基本的な考え方

河川の水位は、河川計画の立案、河川工事の実施、河川の適正な維持、河川環境の整備及び保全、河川管理施設の操作、その他の河川の管理に重要な水文統計資料として最も基礎的なデータであり、観測成果は公開することから毎日、継続して適正に実施する。

河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程等に基づき実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間における水防基準観測所、または流量の変化点(支川の合流点)等必要な地点に設置し、常時正確な観測を実施する。また、地下水についても同様に観測を行う。(巻末資料)

河川管理上特に重要となる高水流量観測を行う所要の地点。

流水の正常な機能の維持のため、低水流量の把握が必要な箇所。

②頻度(手順))、③時期

流水の正常な機能の維持のため、水位観測は自動観測とし、通年実施する。

④留意点

洪水予報基準観測所：吉川、谷古宇

水防警報基準観測所：吉川、高砂、谷古宇

(3)高水流量観測

a) 実施の基本的な考え方

高水流量は河道計画の立案等の基礎的なデータであるとともに、流量観測をもとに作成する水位流量曲線式(H-Q式)により出水時の流量の算出や、水位予測結果と合わせて警戒、避難の目安となることから、出水時において適正に実施する。

河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程等に基づき実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間における河川管理上特に重要となる高水管理に必要な地点にて、氾濫注意水位を超えるおそれがある出水時に観測を実施する。(巻末資料)

②頻度(手順)

高水流量観測は出水時に実施するものであるが、出水の規模や水位の上がり方など同じものは無く取り直しが効かないことから、気象情報の収集や出動体制の確立など、計画的且つ迅速に対応できるよう準備を行う。

③時期

水位流量曲線式(H-Q式)作成にあたり、低水部から最高水位部分までの範囲でバランスよく流量観測データを確保するため、適時に観測を行う。

(4)低水流量観測

a) 実施の基本的な考え方

低水流量は、河川の縦断的な水収支を把握することにより、利水計画の立案や河川の正常な流量を検討するための基礎的なデータであるとともに流量観測をもとに作成する水位流量曲線式(H-Q式)により渇水時の水資源開発施設の操作等低水管理を行うものであるため、通常時、渇水時において適正に実施する。

河川砂防技術基準調査編、水文観測業務規程等に基づき実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間における流水の正常な機能の維持のため、低水流量の把握が必要な箇所にて、年間36回観測することを基本とする。(巻末資料)

②頻度(手順)

流水の正常な機能の維持のためには、低水流量の把握が重要であり、必要な箇所と時期において実施する。

河川の縦断的な水収支を把握するため、必要に応じて同時流量観測を実施する。

③時期

渇水時には必要に応じて観測を行う。

④留意点

同時流量観測は利根川水系全体で各関連事務所と連携し、年2回を行う。

(5) 水質観測

a) 実施の基本的な考え方

河川水質の安全性確保、水質改善等のための基礎データとして適正に実施する。

水文観測業務規程、河川水質調査要領等に基づき実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所、②時期

大臣管理区間における水質調査は、公共用水域の水質把握等に必要とされる適切な箇所において実施する。水質環境基準点においては定期的な採水により月1回水質観測を行う。また、自動塩分観測所において、塩分の通年観測を行う。(巻末資料)

③留意点

健康項目の分析結果が基準値を超過した場合は、関係機関への通知を行う。

5.2.2 測量

(1) 河川縦横断測量

a) 実施の基本的な考え方

現況河道の流下能力、河床の変動状況等経年的な変動を把握するため、適切な時期に河川縦横断測量等を実施する。また、適切な占用の許認可等を実施するための堤防・高水敷等の形状を把握する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河道の状態把握のため、及び適切な許認可等を行うため大臣管理区間全域で実施する。

②頻度(手順)

河道計画(管理)や流下能力の評価を行う際の基本データとすることを目的に以下の状況に応じて、原則として5年以内のサイクルで実施する。

大臣管理区間において、管内の基準観測所の全ての水位が氾濫注意水位を上回る出水の場合等、出水により大きな河床変動を生じた場合、大規模な地震により河川管理施設に大きな変化が生じた場合には必要に応じて実施する。

河川の縦横断形を現況と大きく変えた場合、堰等の横断工作物を新たに設置した場合等、河床の変動が大きくなると想定される区間では、より高い頻度で実施する。

③留意点

築堤直後や地盤沈下等により堤防高の変化が考えられる箇所については河川縦横断測量の範囲、密度の設定を考慮する。

過去の断面との重ね合わせにより顕著な堆積に伴う流下阻害、局所洗掘、河岸侵食等危険箇所の発生や変化の状態を把握し、あるいは流下能力の評価を実施する等、積

極的に活用する。

変化の大きい低水路部分のみを密に測量する、部分的にレーザプロファイラ等の簡易な手法を導入する等、より効率的、効果的な測量手法についても検討する。

実施にあたっては、「河川定期縦横断測量における点群測量の実施について」(令和元年6月27日事務連絡)に基づき、原則点群測量により実施する。また、測量範囲は河川区域並びに堤内地の保全区域相当の範囲を含むことを基本とする。ただし、低水路等部分的な変状を把握するために行う場合は、測量範囲や手法を工夫する。

(2) 空中写真測量(平面測量)

a) 実施の基本的な考え方

平面測量は、河川縦横断測量にあわせて極力実施する。また、適切な占用の許認可等を実施するための堤防・高水敷等の形状を把握する。ただし、河川の平面形状の変化がない場合等、状況により間隔を延ばす、部分的な修正とする等の工夫を行うことができる。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 頻度(手順)

大臣管理区間において、極力定期的な河川縦横断測量にあわせて実施するとともに航空写真を作成する。ただし、大規模な土地の改変等があった場合には、随時部分的に修正を行う。

② 時期

過去の平面測量結果との重ね合わせにより、みお筋、平面形状、河道内の樹木等の変化を把握するなど積極的に活用する。

河岸の侵食が進み、堤防に河岸が近づく状況が見られる箇所ではより高い頻度で実施する等、対策が必要な状態を見逃さないよう留意する。

(3) 斜め写真

a) 実施の基本的な考え方

出水時、地震発生時による災害を防止する基礎資料及び渇水時等の河道、堤防の状況、又は背後地の状況を視覚的に把握する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 時期

大臣管理区間において、航空写真測量と合わせて極力行う。撮影にあたっては1km間隔程度を基本とする。

5.2.3 河道の基本データ

a) 実施の基本的な考え方

河道の基本データの収集のために、測量に加えて河床材料調査、河道内樹木調査、土砂堆積調査を必要に応じて実施する。

[1] 河床材料調査

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

河床の変動状況や流下能力等を把握するため、管理の基本となる資料として粒度分布等の河床材料調査の実施が必要な区間。

大臣管理区間において、河川改修によって河川の川幅、縦断形等を変えた区間、支川合流箇所下流、セグメントの変化点。

②頻度、③時期

河道計画（管理）や流下能力の評価を行う際の基本データとすることを目的に以下の状況に応じて実施する。

出水状況、土砂移動特性等を踏まえて頻度、実施時期を設定する。

④留意点

過去の結果との比較を行い、他の河道特性との関連分析、河床変動と連動した粒度分布等の特性変化の把握等、積極的に活用する。

出水による災害を防止するための基礎資料として、河床材料を把握する。

[2] 河道内樹木調査

河道内の流下能力の確保において、河道内の樹木が流下能力に及ぼす影響は大きいことから、河積阻害となる樹木の繁茂状況を把握する。また、樹木の成長により、流下能力の阻害及び根による護岸への影響が発生するおそれがあることから、樹木の成長状況等を把握する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

流下能力や堤防等の施設の機能維持を検討するため、管理の基本となる資料として河道内樹木調査の実施が必要な区間。

中川の大管管理区間において、河川巡視により目視で概略調査を実施する。また、航空写真等も活用し、概略的に把握する。

河川の流下能力に影響を及ぼすような大きな変化が見られると判断された区域。

伐開した区域の再生状況や新たな樹林化を確認した区域。

②頻度（手順）

年1回程度を目視点検により確認する。

航空写真の撮影や河川巡視等によって樹木分布や密度の概略を把握する。

必要な区域の樹木群を対象に調査（樹種、樹木群の高さ、枝下高さ、胸高直径、樹木密度等）を実施する。

③時期

河道計画（管理）や流下能力の評価を行う際の基本データとすることを目的に以下の状況に応じて実施する。

概略調査の結果を踏まえ、河道に影響を及ぼすような変化がみられると判断された場合、河道内樹木群のエリア、代表地点における高さ、種類等について詳細調査を行う。

綾瀬川には一部護岸部分に堆積した土砂に低木の樹木の繁茂がみられるが治水上影響は認められないため、必要に応じて実施する。

④留意点

河川水辺の国勢調査（植生図作成調査、群落組成調査、植生断面調査）の成果を活用する。

護岸への樹木の根による影響調査については徒歩により実施する。

河道内の樹林の進行の変化を把握するために、ALB、UAV 等から得られる点群測量データを活用し、樹木繁茂量や樹高の変化を経年的・定量的にモニタリングを行うことが望ましい。

[3] 土砂堆積調査

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①時期

河道計画(管理)や流下能力の評価を行う際の基本データとすることを目的に以下の状況に応じて実施する。

大臣管理区間において、管内の基準観測所の全ての水位が氾濫注意水位を上回る出水の場合等に、目視で実施する。

目視調査の結果、詳細調査が必要な場合は、別途、現地測量等を実施する。

重点監視箇所：新大場川水門付近とする。

5.2.4 河川環境の基本データ

a) 実施の基本的な考え方

河川環境の整備と保全を目的とした河川維持管理を行うに当たっては、河川における生物の生息・生育・繁殖状況等を把握する。また、河川の利用実態や河川に係る歴史文化を把握する。

河川の自然環境や利用実態に関して、河川水辺の国勢調査を中心として包括的、体系的、継続的に基本データを収集する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①頻度(手順)

河川水辺の国勢調査時、多自然川づくりの追跡調査時

②留意点

河川水辺の国勢調査のように、河川全体、生物相全体について、包括的、体系的な調査成果を用いる。

河川環境に関する情報は多岐にわたるため、河川維持管理に活用するためには総括的な地図情報にするとよく、状態把握の結果を河川環境情報図として整理する。

基本データの収集・整理に当たっては、学識経験者や地域で活動する市民団体、NPO等との連携・協働していく。

工事実施箇所においては、多自然川づくりの追跡調査として河川環境の変化を把握することも重要。

表 5-1 河川水辺の国勢調査 過去の実施状況及び次回予定

調査項目	過去の実施状況	次回予定
魚類調査	5回	R6年度
底生生物調査	5回	R7年度
植物調査	4回	R9年度
鳥類調査	4回	R8年度
両生類・爬虫類・哺乳類調査	4回	R5年度
陸上昆虫類調査	4回	R14年度
河川環境基図作成調査	3回	R8年度
河川環境情報図の作成	5回	適宜更新
河川空間利用実態調査	5年毎	R6年度

5.2.5 観測施設、機器の点検

a) 実施の基本的な考え方

維持管理の基礎的資料である降水量、レータ雨量(Cバンド・XRAIN)、水位、流量等の水文・水理データや水質データを適正に観測するため、定期的に観測施設、機器の点検を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

観測施設、機器

②頻度(手順)、③時期

点検の内容等は、河川砂防技術基準調査編による。

観測所の観測機器や観測環境について定期点検を月1回実施するとともに、年1回総合点検を実施する。また、テレメータ装置の点検は年1回の点検を基本とする。

自動塩分監視所の観測環境については定期点検を月1回実施する。

対策は水文観測業務規程等に基づいて実施することを基本とする。

④留意点

樹木の繁茂等により降水量、流量観測等に支障が出るような場合には、必要に応じて伐開等を実施する。

水文・水理観測施設に付属する電気通信施設についても、適切に点検・整備を行う。

5.3 堤防点検のための環境整備

a) 実施の基本的な考え方

堤防点検、あるいは河川の状態把握のための環境整備として、堤防又は高水敷の規模、状況等に応じた除草を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤体(川表、川裏、天端)

②頻度(手順)

堤防の表面の変状等を把握するために行う堤防の除草は、「河川管理施設等の点検について」(令和元年 12 月 9 日付、事務連絡)に基づき、出水期前及び台風期前に限らず、点検及び植生等に配慮し年 2 回以上実施する。

植生の繁茂状況等により年 2 回では堤防の変状が把握できない場合や、洪水時における漏水の状況等を把握する必要がある場合等には、経済性等を十分に勘案して追加の除草を検討実施することができる。

除草の手法等については、「6. 2 施設の維持管理対策 2 堤防(1)土堤 2) 除草」による。

③時期

堤体を良好な状態に保つよう、また堤防の表面の変状等を把握できるよう、適切な時期に必要な除草を行うものとする。

5.4 河川巡視

5.4.1 平常時の河川巡視

a) 実施の基本的な考え方

「関東地方整備局河川巡視規則」に基づき、平常時の河川巡視は河川の区間区分に応じた適切な頻度とし、重点的に監視が必要な区間では必要に応じて強化して、概括的に河川の状態把握を行う。

不法行為の不測性、河川利用の日常化などに対し、安全・安心な河川環境を確保するために区間の河川特性・課題等を踏まえ下記の目的に応じた日常的な河川巡視を行う。

①河川区域等における不法行為の発見

②河川管理施設及び許可工作物の維持状況の確認

③河川空間の利用に関する情報収集

④河川の自然環境に関する情報収集

発見された変状については継続的なモニタリングを実施し、河川カルテ等へ反映させ、河川管理等に活用していく。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

表 5-2 河川巡視の必要な区間(下表)

出張所	河川名	岸別	管理区間
三郷出張所	三郷放水路	左右岸	中川からの分派点～江戸川への合流点
	大場川放水路	左右岸	大場川からの分派点～三郷放水路への合流点
	大場川	左岸	三郷市新和 2-383～三郷市新和 4-167-1
		右岸	三郷市新和 1-514-5～三郷市新和 3-128-1
	第二大場川	左岸	三郷市新和 1-572～大場川への合流点
		右岸	三郷市新和八丁堀字欠井堀 83～大場川への合流点
中川出張所	中川	左岸	19.6km～27.8km 及び新大場川水門
		右岸	27.8km～33.7km
	綾瀬川	左右岸	27.4km～33.7km
	綾瀬川放水路	左右岸	8.3km～17.2km
中川下流出 出張所	中川	左岸	綾瀬川からの分派点～中川への合流点
		右岸	12.4km～19.6km
首都圏外郭 放水路管理 支所	首都圏外郭放水路	左岸	12.4km～27.4km
		右岸	江戸川への合流点～大落古利根川からの分派点

②頻度(手順)

河川巡視は、バイク巡視を主とする一般巡視を基本とする。また、徒歩による巡視、水上巡視等を含め場所・目的等を絞った目的別巡視を必要に応じて加え、巡視計画を立案して実施する。

協力頂ける市民団体等がある場合は連携した巡視を行う。

CCTV 等を用いることにより、効果的・効率的な河川の状態把握を行う。

河道及び河川管理施設の河川巡視に当たっては、河岸、河道内の堆砂、河口閉塞、樹木群、あるいは堤防、護岸・根固工、水門、樋門・樋管等について目視により確認可能な大まかな変状を発見する。

河川空間の利用や自然環境に関する日常の状態把握については、砂州の位置、河道内の樹木の状況、堤防や河川敷地の外来植生の状況、河川利用の状況等を把握する。

③時期

平常時

④留意点

河川巡視は定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行う。

河川巡視は、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集を行う。

河川巡視により、異常な状況等を発見した場合は、直ちにその状況を把握し、適切に是正する。

月間計画の策定時においては、先月の巡視実行結果に基づき、必要な修正を行い、適切な巡視を実施する。

5.4.2 出水時の河川巡視

a) 実施の基本的な考え方

「関東地方整備局河川巡視規則」に基づき、洪水及び高潮による出水時には必要な区間の河川巡視を行い、概括的な河川の状況把握を迅速に行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

洪水及び高潮による出水時に必要な区間

②頻度(手順)

各河川で出水時の条件を設定し、出水が生じている区間を対象として出水時の河川巡視を行う。

河川巡視は、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設及び許可工作物、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握する。

③時期

出水時(氾濫注意水位を上回る規模の洪水及び顕著な高潮の発生時)

④留意点

許可工作物については出水時に撤去すべき工作物に留意する必要がある。

漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに報告する。

必要に応じて市町村等を通じて水防団の活動状況等を把握する。

排水樋管等からの逆流の有無について留意する。

5.5 点検

5.5.1 出水期前、台風期、出水中、出水後等の点検

(1) 出水期前、台風期

a) 実施の基本的な考え方

毎年、出水期前(堤防のある区間は除草後)の適切な時期に、徒歩を中心とした目視により、あるいは計測機器等を使用して、河道及び河川管理施設の点検を行う。

堤防では台風期に同様の点検を行う。河道及び他の河川管理施設については必要に応じて船上からの点検を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河道及び河川管理施設の点検が必要な区間

②頻度(手順)

点検は、徒歩等による目視ないしは計測機器等を使用し、堤防、護岸、水制、根固工、

床止め等の変状の把握、水門、樋門・樋管等の損傷やゲートの開閉状況の把握等、具体的な点検を行う。

大臣管理区間において、「河川堤防モニタリング技術ガイドライン(案)」、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」に基づき、徒歩等により河道や堤防等の点検を実施する。また、別途重要水防箇所の現地確認等を実施する。

③時期

出水期前及び台風期等

④留意点

河道、堤防、護岸、施設はそれぞれ別々に点検し状態を把握するだけでなく、河川全体としてそれらの状態を把握することにより、対策の必要性、優先度を総合的に判断し、より適切な維持管理を行う。

(2) 出水中

a) 実施の基本的な考え方

出水中には、洪水の状況等を把握するため、必要に応じて点検(調査)を実施する。

漏水は堤防の破堤に直結するおそれがあるため、漏水履歴箇所、旧河道箇所及び堤防点検結果に基づく要対策箇所等に基づき把握を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間

②頻度(手順)

点検は、洪水流の流向、流速、水あたり等の洪水の状況を把握するため、氾濫注意水位を上回る出水の場合、出水時に必要に応じて「河川堤防モニタリング技術ガイドライン(案)」、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」、「河川管理者のための浸透・侵食に関する重点監視の手引き(案)」に基づき、河道や堤防等の状況把握を実施する。

③時期

出水中

④留意点

必要に応じて航空写真撮影等の手法を実施する。

洪水時の航空写真撮影は、大臣管理区間において、氾濫注意水位以上で実施する。

(3) 出水後等

a) 実施の基本的な考え方

出水後、津波後等においては、河道、河川管理施設の変状等を把握するために、必要に応じて点検を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河道の必要な区間

②頻度(手順)

点検は、氾濫注意水位を越える等、河川の状況等に応じて出水の条件を定め、目視に

より実施することを基本とする。

計画高水位を上回るような規模の洪水があった場合には、堤防等の被災状況について必要に応じてさらに詳細な点検を実施する。

出水時に氾濫注意水位を超えた場合の出水後は、「河川堤防モニタリング技術ガイドライン(案)」、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」に基づき、徒歩等で重点区間や継続的にモニタリングを実施している区間の異常把握を行う。

③時期

出水後

④留意点

出水後の河床の洗掘、堆積、河岸の侵食、樹木の倒伏状況、流木の発生状況、生物の生息・生育・繁殖環境等の状況あるいは高潮・津波後の河道の状況、河川管理施設の状況等を把握し、河道計画、維持管理計画等の見直しのための重要なデータを蓄積する。

必要に応じて縦横断測量等を実施する。

局所的な深掘れ、堆積等が生じた場合には必要に応じて詳細な調査を実施する。

大規模な河岸侵食等の河床変動が生じた場合には、必要に応じて平面測量も実施する。

洪水の水位到達高さ(洪水痕跡)は、河道計画検討上の重要なデータとなる。

洪水痕跡調査は、氾濫注意水位以上で実施する。

5.5.2 地震後の点検

a) 実施の基本的な考え方

一定規模(震度4以上)の地震発生後には、安全に十分留意しつつ、河川管理施設、許可工作物の状況等を点検する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河川管理施設、許可工作物等

②頻度(手順)

地震後の点検要領により、地震の規模等を考慮して必要な点検を実施する。

津波後の点検は出水後等の点検による。

③時期

一定規模(震度4以上)の地震発生後

津波後

④留意点

津波後は、津波の痕跡調査を実施する。

5.5.3 親水施設等の点検

a) 実施の基本的な考え方

親水施設等の点検は、施設が良好に保たれ、出水時に所要の機能を維持するために適切に行う。

河川利用は、利用者自らの責任において行われることが原則であるが、親水を目的と

して整備した施設については、河川利用の観点から施設点検が必要であり、河川利用者が特に多い時期を考慮して、利用者の自己責任による安全確保の啓発とあわせて、「河川（水面を含む）における安全利用点検に関する実施要領」等に基づいて必要に応じて点検を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

利用者の多い施設（防護柵、親水護岸、ビオトープ等）

②頻度（手順）

利用者の増加する時期を考慮し、安全利用点検に関する実施要領等に基づいて点検を実施する。

また、平常時の河川巡視においても、利用者の安全性確保に関する部分は常に把握する。

③時期

河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する。

④留意点

長期間安全に利用されている既存施設については、その安全な利用方法が地域の中で確立されていることも考慮する必要がある。

護岸以外の人々が多く集まる河川管理施設についても、維持管理に当たっては同様の配慮が必要である。

安全施設の設置箇所及び河川利用者の多い箇所を対象に実施する。

5.5.4 機械設備を伴う河川管理施設及びトンネル施設の点検

(1) 機械設備

a) 実施の基本的な考え方

機械設備を伴う河川管理施設（水門、樋門・樋管、排水機場等）の信頼性確保、機能維持のため、機械設備に関する定期点検、運転時点検、及び臨時点検を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

機械設備を伴う河川管理施設（水門、樋門・樋管、排水機場等）のうち、機械設備

②頻度（手順）

機械設備に対応した、定期点検、運転時点検、及び臨時点検を行う。

機械設備の定期点検は、機器の作動確認、偶発的な損傷発見のため、管理運転を含む月点検、年点検を基本とする。ただし、当該設備の目的、設備の使用状況、地域特性、自然条件等を考慮して点検回数を増減することができる。

地震発生後、管内の点検対象震度階級発表地点の震度階級が5弱以上の場合は、機能点検を実施する。

③時期

河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する。

④留意点

「関東地方整備局河川管理施設機械整備定期点検標準要領」「ゲート点検・設備要領」「揚排水機場設備点検・整備指針」「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」「河川用ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」に基づき、定期的な機能点検を実施する。

消防法、労働安全衛生法、大気汚染防止法に基づく定期検査や総合点検が必要な設備についてはあわせて実施する。

計測機器の導入や非出水期の点検の合理化等、効率的な点検とする。

ゲート設備の点検の詳細は樋門・水門_ゲート設備、ポンプ設備の点検の詳細は排水機場_ポンプ設備の内容を参照。

ゲート設備、ポンプ設備等の塗装については、機械工事塗装要領(案)・同解説による。

地震発生後の機能点検については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領試行案」により点検を実施する。

排水機場については継続的なモニタリング(原動機等の振動、温度及び圧力の経年的な変化をセンサーにより把握)結果を参考に点検を行う。

ガスタービンエンジンについては、構造が特殊であることから修繕に時間を要するため、故障の予兆が確認された場合は、原因の早期究明、診断及び部品のストック等に配慮する。

(2) 電気通信施設

a) 実施の基本的な考え方

機械設備を伴う河川管理施設(水門、樋門・樋管、排水機場、浄化施設等)の信頼性確保、機能維持のため、電気通信施設に関する定期点検を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

機械設備を伴う河川管理施設(水門、樋門・樋管、排水機場、浄化施設等)のうち、電気通信施設

②頻度(手順)

電気通信施設の定期点検は、年点検を基本とする。

③留意点

電気事業法に基づく点検が必要な施設は、「国土交通省関東地方整備局自家用電気工作物保安規程」等に基づく点検を行う。

(3) 土木構造物

a) 実施の基本的な考え方

機械設備を伴う河川管理施設(水門、樋門・樋管、排水機場、浄化施設等)の信頼性確保、機能維持のため、土木構造物について定期点検を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

機械設備を伴う河川管理施設(水門、樋門・樋管、排水機場、浄化施設等)のうち、土木構造物

②頻度(手順)

樋管等構造物周辺堤防詳細点検と堰、水門・閘門、樋門・樋管、排水機場、トンネル等のコンクリート部分の定期点検を10年に1回程度の頻度で行う。

また、管理橋については10年に1回程度の頻度で行う。

③時期

河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する。

④留意点

樋管等構造物周辺堤防詳細点検については「樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領」、コンクリート部分の点検については「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領」に基づいて、トンネルは「道路トンネル点検要領」等に準じて点検を行う。

管理橋については「橋梁定期点検要領」、看板等の附属施設については、「附属物(標識、照明施設等)点検要領」に準じて点検を行う。

(4) 建築施設

a) 実施の基本的な考え方

排水機場(事務室・監視室・会議室など事務所の用途に供する部分の面積が200m²を超えるもの)と倉庫、自動車車庫等の特殊建築物(100m²を超えるもの)は、建築基準法又は官公法に基づく定期点検を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

敷地・構造・建築設備・建築仕上げ・防火区画

②頻度(手順)

建築基準法に基づいて3年または1年に1回定期点検を行う。

③時期

河川特性及び地域の実情、一般の利用状況等を勘案して実施時期を定め、点検を実施する。

④留意点

空調設備がある施設については半年に2回、空調シーズン前・シーズン中に定期点検を行う。

5.5.5 許可工作物の点検

a) 実施の基本的な考え方

許可工作物については、出水期前等の適切な時期に施設管理者による点検を行うものとする。また、河川巡視の結果等により必要に応じて設置者へ点検の指導等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

許可工作物(巻末資料参照)

②頻度(手順)

施設管理者が出水期前等の適切な時期に、必要な点検を実施することを基本とする。
河川管理者としては点検結果の報告を受ける等により施設の状態を確認する必要がある。

河川巡視により許可工作物の状況を把握し、必要に応じて施設管理者に臨時の点検実施等を指導する。

必要に応じて施設管理者に立ち会いを求めて点検の結果を確認する等により、適確な点検がなされるよう努める。

出水時に河川区域外に撤去すべき施設が存在する場合は、点検時に撤去計画の確認を行うとともに、必要に応じて、河川管理者立ち会いの下、施設管理者による撤去の演習を実施する。

③時期

施設管理者：出水期前等適切な時期

河川管理者：日常にあっても、河川巡視により許可工作物の状況を把握し、必要に応じて施設管理者に臨時の点検実施等を指導する。

④留意点

施設管理者による点検結果の報告が適切になされるよう、指導監督する。

5.6 河川カルテ

a) 実施の基本的な考え方

維持管理の履歴は河川カルテとして保存し、河川管理の基礎資料とする。河川カルテには点検、補修等の対策等の河川維持管理における実施事項に加え、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川管理の履歴として記録が必要な事項を記載する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間

②頻度(手順)

点検、補修、災害復旧、及び河川改修等に関する必要な情報を記載するものであり、河川カルテの作成要領等に基づいて作成し、常に新しい情報を追加するとともに、毎年その内容を確認する

③時期

確実に毎年情報の更新を行う。

④留意点

点検や補修等の対策の履歴を保存していくものであり、河道や施設の状態を適切に評価し、迅速な改善を実施し、河川維持管理のPDCAサイクルを実施するための重要な基礎資料として、河川維持管理 DB(RiMaDIS)を活用して記録、保管していく。

5.7 河川管理基図

a) 実施の基本的な考え方

許認可事務を適切に行うため、河川整備基本方針及び河川整備計画(策定作業中)を踏まえた堤防法線等を記載した平面図、縦断図、横断図を更新する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間

②留意点

河川環境に配慮した許認可事務を行えるよう十分に留意して作成する。

6. 具体的な維持管理対策

6.1 河道の維持管理対策

6.1.1 河道の流下能力の維持・河床低下対策

a) 実施の基本的な考え方

目標とする河道の流下能力を維持するため、定期的又は出水後に行う河川縦横断測量、土砂堆積調査あるいは点検等の結果を踏まえ、流下能力の変化、施設の安全性に影響を及ぼすような河床の変化、樹木の繁茂状況を把握し、河川管理上の支障となる場合は適切な処置を講じる。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間

②留意点

定期的又は出水後の河川縦横断測量及び土砂堆積調査結果により、変動の状況及び傾向を把握し、一連区間の河道の流下能力を維持するよう、河川環境の保全に留意しながら河床掘削等の適切な対策を行う。

上流域からの土砂流出の変化等に伴い、護岸や構造物基礎周辺の河床が低下すると災害の原因となるので、早期に発見するとともに、河川管理上の支障となる場合には適切な対策を行う。

河川改修の経済性だけでなく、改修後の維持管理を含めた総合的な経済性から見て妥当な流下断面としていくことが重要である。

河道変化には直接流下能力に影響する樹木の繁茂も十分に考慮する必要がある。

砂州によって形成された瀬と淵の保全や水際部の環境の改善等、当該区間の河川環境の保全と整備にも十分考慮する必要がある。

河床勾配の急変箇所等、河床の上昇が生じやすいと想定される箇所をあらかじめ把握し、重点的に監視しつつ、予期せぬ河床変動も起こり得ることに留意する。

河床低下には河道の全体的な低下と局所的な洗掘があり、それぞれ対策の考え方や工法が変わるので留意する

沖積堆積層が侵食されて土丹層等の洪積層が露出すると従来の対策が効果を持たない場合もある。それらのような場合には河道計画の見直しについて検討する。

6.1.2 河岸の対策

a) 実施の基本的な考え方

出水に伴う河岸の変状については、点検あるいは河川巡視等により早期に発見するとともに、堤防防護の支障となる場合等には、河川環境に配慮しつつ適切な措置を講じる。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

自然河岸、河川敷地(高水敷)

②留意点

侵食防止対策の検討にあたっては、侵食の程度、河川敷地(高水敷)の利用状況、堤防の侵食対策の有無等を考慮するとともに、生物の生息・生育・繁殖環境にも十分配慮することを基本とする。

侵食された河岸を必要以上に強固にすると、対岸の洗掘や侵食の原因となることもあるので、河川の特長、低水路河岸管理ライン、河道の変遷等河川全体の状況に応じて慎重に整備の必要性や整備範囲、工法を決定することを基本とする。

中川本川は、高水敷の幅が 20m 以下の場所において損傷が発見された場合は、早期に補修を実施する。

十分な高水敷幅が確保される場所については、自然河岸の状態で維持する。

河岸の点検結果については、河川カルテとして経年的な変化が分かるような記録を行う。

6.1.3 樹木の対策

a) 実施の基本的な考え方

河道内の樹木については、洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障とならないよう、また良好な河川環境が保全されるように、点検、河川巡視あるいは河道内樹木調査等による状態把握に基づいて、適切に樹木の伐開等の維持管理を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河道内の樹木(支障の例:洪水流下阻害、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷、洪水による樹木の流木化、樹木群が土砂の堆積を促進、樹木の根が堤防、護岸等の河川管理施設に損傷の要因、河川巡視や CCTV を用いた監視の妨げ・不法投棄を助長するおそれ)

②留意点

樹木が河川管理上等の支障となると認められる場合は、伐開等を行う。

対象とする樹木群の過去からの繁茂状況の変化に留意する。

伐開した樹木が再繁茂しないような措置を講じる。

伐開に当たって一部の樹木群を存置する場合には、まとまった範囲を存置する等により洪水時の倒伏・流出のおそれがないよう十分配慮する。

部分的な伐開の範囲によっては、堤防沿いの流速の増大や、残存樹木の流出を生じることが懸念されるので留意する。

リサイクル及びコスト縮減の観点から、地域や関係機関による伐木の有効利用が促進されるよう、廃棄物やリサイクルに係る関連法令等にも留意する。

綾瀬川については、一部護岸部分に堆積した土砂に低木の繁茂がみられるが、治水上の影響は認められないため、必要に応じて樹木の伐開を実施する。

6.2 施設の維持管理対策

6.2.1 河川管理施設一般

(1) 土木施設

a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設のうち土木施設部分については、洪水時に所要の機能が確保できるよう適切に維持管理する。状態把握等により異常を発見した場合には、適切な補修、補強等の必要な措置を講じるとともに、長寿命化計画に基づく予防保全を踏まえた計画的補修を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

堤防、護岸、根固工、水制工、水門、樋門・樋管、排水機場、トンネル施設等の河川管理施設の土木施設部分

② 留意点

変状の状態から施設の機能の維持に重大な支障が生じると判断した場合には必要な対策を行う。

特に近年では設置後長期間を経過した施設が増加しつつあり、河川管理施設の老朽化対策は重要な課題となっている。そのため、長寿命化対策の検討等により、長期的なコストにも十分考慮する。

補修等に際しては可能な限り周辺の景観との調和に配慮する。

(2) 機械設備・電気通信設備

[1] 機械設備

a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設の機械設備については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理するとともに、長寿命化計画に基づく予防保全を踏まえた計画的補修を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

堤防、護岸、根固工、水制工、水門、樋門・樋管、排水機場、トンネル施設等の河川管理施設の機械設備部分

② 留意点

点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用する。

関係する諸法令に準拠するとともに、点検及び診断の結果による劣化状況、機器の重要性等を勘案し、効果的・効率的に維持管理する。

設備の設置目的、装置・機器等の特性、設置条件、稼働形態、機能の適合性等を考慮して内容の最適化に努め、かつ効果的に予防保全（設備、装置、機器、部品が必要な機能を発揮できる状態に維持するための保全）と事後保全（故障した設備、装置、機器、部品の機能を復旧するための保全）を使い分け、計画的に実施する。

また、改築・改良・更新に当たっては新たな技術や知見を踏まえ、ライフサイクルコストの縮減を図る。

維持管理の経過や河川の状況変化等に応じて継続的に定期点検の内容等を見直

す。

ゲート設備、ポンプ設備等の整備・更新は、「河川用ゲート設備点検・整備・更新マニュアル(案)」「河川用ポンプ設備点検・整備・更新マニュアル(案)」に基づいて行う。

ゲート設備、ポンプ設備等の塗装については、機械工事塗装要領(案)・同解説に基づいて行う。

[2] 電気通信施設

a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設の電気通信施設については、定期点検の結果等に基づいて適切に維持管理し、日常時、出水時などいかなるときにも確実に機能が発揮できるよう維持するとともに、長寿命化計画に基づく予防保全を踏まえた計画的補修を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤防、護岸、根固工、水制工、水門、樋門・樋管、排水機場、トンネル施設等の河川管理施設の電気通信施設部分

②留意点

直轄の電気通信施設の点検により異常が確認され、施設の機能に重大な支障を与えることが懸念される場合は、施設の損傷度を評価し、適正かつ効果的な修繕を実施する。

また、老朽化等により機能が低下した電気通信施設について改良修繕を行い、それぞれの機能の延命化を図る。

電気通信施設については、機械設備を伴う河川管理施設の点検に示す定期点検の結果等に基づいて、適切な状態把握(状態監視)の継続及び整備(補修、補強等の対策)・更新を行う。

点検・整備・更新の結果は適切に記録・保存し、経時変化を把握するための基礎資料として活用する。

点検、診断等に関する基準等を基本とした点検及び診断の結果により、施設毎の劣化状況、施設の重要性等を勘案し、効率的、効果的に維持管理する。

点検・整備・更新に当たって長寿命化やライフサイクルコストの縮減の検討を行い、計画的に電気通信施設の維持管理を行う。

障害時の代替通信手段の確保等を目的として、定期的に操作訓練を行う。

水防訓練や情報伝達訓練に際しては、電気通信施設の運用操作訓練をあわせて行う。

6.2.2 堤防

(1)土堤

1)堤体

a) 実施の基本的な考え方

堤防の治水機能が維持されるよう堤体を維持管理する。なお、必要に応じて堤防及び周辺の河川環境の保全に配慮する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤体部分

②留意点

芝等で覆われた法面の耐侵食性の評価については、様々な手法があり、それらを参考に耐侵食機能を評価し、必要に応じて適切な補修等の対策を検討する。

法面のすべりや崩れについては状態把握に基づいて原因を調べる等により適切な補修等の対策を行う。

(1) 状態把握と機能の維持について

堤防が洪水あるいは地震により被害を受けた場合には、入念な調査により被害の原因やメカニズムを把握して対策を行うことが重要である。

堤防の開削工事は、堤防の構成材料や履歴を把握する貴重な機会であるので、長年にわたって築堤された堤防では、堤防断面調査を実施することが重要である。

点検、対策の結果は、水防、災害実績等の堤防の安全性に関係する他の資料とともに河川カルテ等として必要に応じて保管、更新する。

状態把握、分析評価、対策の繰り返しの経験を蓄積することにより、長大な河川堤防の安全性・信頼性を維持し高めていくことが重要である。

状態把握の結果の分析、評価あるいは補修の技術等には確立された手法等がない場合が多く、必要に応じて学識者等の助言を得られるように体制の整備をする。

(2) 対策について

漏水や噴砂といったパイピングの原因については種々考えられるが、出水期前等の点検、水防団や地域住民からの聞き込み等によって、その箇所と当時の状況をよく把握する。

パイピングが生じやすい箇所としては、旧河道や落堀等、基礎地盤に砂礫等による透水層被覆土が存在する箇所等がある。その他、樋門・樋管等の堤防横断施設近傍、もぐら等の穿孔動物の生息・繁殖箇所等も漏水の可能性のある箇所となる。パイピングについては、これらに留意した点検あるいは被災原因を把握する。

被災あるいは被災要因に関しては、出水時及び出水後において確認された被災箇所と既存の被災対策箇所との重ね合わせを行うことにより、対策の評価や課題等を把握する。

2) 除草

a) 実施の基本的な考え方

堤防法面等(天端及び護岸で被覆する部分を除く。)においては、点検の条件整備とともに堤体の保全のために必要な除草を適切な頻度で行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤防の除草の頻度及び範囲は、河川の区間区分、気候条件、植生の繁茂状況、背後地の状況等を考慮して決定する。

②留意点

除草作業にあたっては飛び石による事故等に注意する必要がある。

河川管理上あるいは廃棄物処理上支障がなく刈草を存置できる場合を除いて、刈草は集草等により適切に処理することを基本とする。

草の刈取り高については、機械施工で刈り刃高を設定出来る機種では、刈り刃高を10cm程度に設定し、実施したものとす。

年2回の除草では外来植物(セイバンモロコシ等)の侵入・繁茂状況等の影響による出水期間中の河川巡視・堤防点検への支障や、堤防機能の弱体化(堤防植生の耐侵食性能の低下)等の問題が生じている。ただし、単に堤防除草の回数を増やすことは予算的に厳しいので、堤防の植生管理の試行として除草後の「集草・処分」(刈った草を集めて処分する)を減らし、除草回数を増やすことで、堤防植生を低く維持しながらコスト縮減にもつなげる試み(こまめ除草)を行う。

草を集草する場合には、運搬・処分・焼却等の処理を行ってきたが、リサイクル及び除草コスト縮減の観点から、地域や関係機関による刈草の飼料等への有効利用、野焼きによる処分や一般に向けた刈草の無償提供等について、廃棄物やリサイクルに係る関連法令等にも留意しつつ取り組む。一般に向けた刈草の無償提供の拡大を進めるにあたっては、一般公募により希望者を募る。

除草の実施に当たっては人為的な植生環境であることを踏まえ、堤防の自然環境あるいは周辺の生活環境への影響に留意する必要がある。

堤防上に特定外来生物、希少種が生息する場合には、堤防の点検等に支障の出ない範囲で、除草の実施時期等を考慮する。

除草の対象範囲内に河川環境上重要な生物が生息する場合には、繁殖の時期への配慮等について学識経験者等の意見を聞きつつ、対応を検討する。

野火(植生の火災)の防止への対応については、沿川の土地利用等の状況等を考慮して、実施時期を調整する、延焼防止策を講じる等を検討の上必要に応じて実施する。

生活環境や自然環境に配慮した堤防除草に関しては、市町村との一層の連携を図るとともに、地域の特性を反映しつつ、地域住民、NPO、市民団体等との協働等により実施していく。

河川区域内で占用許可を受けている、自転車歩行者専用道路や運動場等の施設管理者と連携し、効率的な除草方法を模索する。

3)天端

a) 実施の基本的な考え方

天端の維持管理は、施設が良好に保たれ、出水時に所要の機能を維持するために適切に行う。

天端は堤防の高さや幅を維持するために重要な部分であるが、管理車両や河川利用者の通行等の人為的な作用、降雨や旱天等の自然の作用により様々な変状を生じる場所であるため、適切に維持管理する。また、雨水の堤体への浸透を抑制する。

中川・綾瀬川に設置されている転落防止柵等が損傷した場合は補修する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

天端(法肩部)

②留意点

雨水の堤体への浸透抑制や河川巡視の効率化等の観点から、未舗装の天端補修等の際には天端を可能な限り簡易舗装を含めて舗装していく。

天端を舗装すると、車両等の通行が容易となり河川管理施設の損傷や河川利用上の危険が増加するおそれがあるため、進入禁止措置や自動車等の車止めの設置等の適切な措置を必要に応じて実施する。

天端を舗装した場合には、堤体への雨水の浸透や、法面の雨裂発生を助長しないよう、法肩の状態に留意し、必要に応じて補修やアスカーブ等を施す。

4) 坂路・階段工

a) 実施の基本的な考え方

坂路、階段工がある箇所では、雨水や洪水による取付け部分の洗掘や侵食に特に留意して維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤防法面における坂路や階段工の取付け部分。

②留意点

補修の頻度が高くなる場合は、侵食要因の除去や法面の保護について検討する。

坂路が高水敷でのモトクロスや車両の暴走に使用されることがある場合には、市区町村等と調整し、進入禁止措置や自動車等の車止めの設置を必要に応じて実施する。

5) 堤脚保護工

a) 実施の基本的な考え方

堤脚保護工については、特に局部的な脱石、変形、沈下等に留意して維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

局部的な脱石、変形、沈下等が起きた箇所。

吸い出しによる濁り水、あるいは堤体からの排水不良等の異常がある箇所。

②留意点

堤体内に浸潤した流水及び雨水の排水の支障とならないよう、一般に空石積み又はそれに類似した排水機能に配慮した構造とする。

6) 堤脚水路

a) 実施の基本的な考え方

堤脚水路については、排水機能が保全されるよう維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤脚水路

堤防等からの排水に支障が生じる恐れがある箇所。

堤脚保護工と兼用しており破損により堤体材料の流失等が想定される箇所。

②留意点

排水に支障が生じないよう必要に応じて堤脚水路内の清掃等の維持管理を実施する。

水路の壁面が堤体の排水を阻害していないかについても必要に応じて適宜点検する。

7) 側帯

a) 実施の基本的な考え方

側帯については、側帯の種別に応じた機能が維持されるよう維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

側帯

第1種側帯(旧川の締切箇所、漏水箇所等に堤防の安定を図るために設置)

第2種側帯(非常用の土砂等を備蓄するために設置)

第3種側帯(環境を保全するために設置)

② 留意点

側帯は以下に示すように、機能に応じて適切に維持管理する。

第1種側帯;維持管理上の扱いは堤防と同等であり、堤防、土堤、堤体と同様に維持管理することを基本とする。

第2種側帯;非常時に土砂を水防に利用できるよう、市町村による公園占用を許可する等により、不法投棄や雑木雑草の繁茂等を防ぐ等により、良好な盛土として維持する

第3種側帯;環境を維持する。

植樹する場合には「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」による。

(2) 特殊堤

1) 胸壁構造の特殊堤

a) 実施の基本的な考え方

胸壁(パラペット・波返し)構造の特殊堤については、特に天端高の維持、基礎部の空洞発生等に留意して維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

胸壁(パラペット・波返し)構造の特殊堤

② 留意点

胸壁は、盛土上の構造物であるので沈下が起こりやすく、天端高の維持に注意する必要がある。また、基礎部の空洞発生にも注意する必要がある。

2) 自立式構造の特殊堤

a) 実施の基本的な考え方

自立式構造の特殊堤については、特に不同沈下の発生、目地部の開口やずれの発生等に留意して維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

自立式構造の特殊堤

6.2.3 護岸

(1) 基本

a) 実施の基本的な考え方

護岸については、堤防や河岸防護等の所要の機能が維持されるよう維持管理する。なお、維持管理に当たっては、水際部が生物の多様な生息環境であること等に鑑み、可能な限り、河川環境の整備と保全に配慮する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

護岸（高水護岸、低水護岸、堤防護岸）

②留意点

護岸の変状としては、脱石・ブロックの脱落、はらみ出し、陥没、間隙充填材料の流失、目地ぎれ、天端工や基礎工の洗掘に伴う変状、鉄筋やコンクリート破損等がある。

修繕方法は変状の程度、背後地の状況等に応じ、予防措置としての必要最小限の範囲・工法により対策することとし、コスト縮減を行う。

施工後の出水等による河道の変化や植生の変化等に伴う河川環境の状況を調べ、維持管理あるいは改善のための整備を行いながら川づくりを進めていく必要がある。

中川・綾瀬川では暫定堤防区間が多いため、局所的な弱点箇所等をできるだけ作らないように補修を行う。

護岸の工種は種々あるので、工種毎の特性や被災メカニズム、各河川での被災事例等を踏まえつつ、適切に維持管理を行うことを基本とする

補修等が必要とされる場合には、各河川における多自然川づくりの目標等を踏まえ、十分に河川環境を考慮した護岸の工種や構造とする。

[1]補修等の対策について

水際部が生物の多様な生息環境であること等に鑑み、補修等に際しては、可能な限り河川環境の保全・整備に配慮し、工夫や改良を行う。

[2]自然環境への配慮について

護岸は、河川が本来有している生物の良好な生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出に重要な水際部に設置されることが多いので、護岸の維持管理に当たっては、多自然川づくりを基本として自然環境に十分に配慮する必要がある。

場合によっては自然河岸化を含め抜本的な構造等の見直し検討を行うことを基本とする。

[3]河川利用との関係について

護岸は、水際や高低差のある河岸等の河川利用に伴い危険が内在しやすい場に設けられるものであり、特に留意が必要である。

(2) 特殊護岸、コンクリート擁壁

a) 実施の基本的な考え方

特殊護岸、コンクリート擁壁の維持管理は、同構造の特殊堤と同様に、堤防_特殊堤に準じて行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

特殊護岸、コンクリート擁壁

(3) 矢板護岸

a) 実施の基本的な考え方

矢板護岸の維持管理については、施設が良好に保たれ、出水時に所要の機能を維持するために適切に行う。

矢板護岸には自立式構造と鋼矢板等によって安定を保つ構造としたものがあるが、どちらの構造でも矢板の倒壊は堤防又は河岸の崩壊に直結するので、洪水時、低水時及び地震時において安全性が確保されるよう維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

矢板護岸

②留意点

鋼矢板の場合は腐食が、コンクリート矢板の場合はコンクリートの劣化が、矢板に大きく影響する要素であるので、その状態を把握する。

特に鋼矢板の水際附近あるいは感潮域にある鋼矢板にあっては、腐食の状況に特に注意が必要である。

矢板の変位や河床の洗掘は安全性に係わる大きな要因となるので、必要に応じて変位や洗掘の状況等を測定、調査する。

6.2.4 根固工

a) 実施の基本的な考え方

根固工については、急激な河床洗掘を防止するとともに鋼矢板護岸の安定性確保を目的として設置されているものであるから、所定の機能が保全されるよう維持管理する。なお、補修等に際しては、水際部が生物の多様な生息・生育・繁殖環境であることに十分配慮する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

根固工（捨石工、コンクリートブロック工、かご工、沈床工）

②留意点

補修等に当たって生物の生息・生育・繁殖環境や河川景観の保全に配慮し、各河川における多自然川づくりの目標を踏まえて対応する。

6.2.5 水制

a) 実施の基本的な考え方

水制については、施工後の河状の変化を踏まえつつ、治水機能が維持されるよう維持管理する。なお、補修等に際して、河川環境の保全・整備に十分配慮する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

水制（杭出し工、粗朶工、牛枠工、ブロック工）

②留意点

水製の工法には種々のものがあり、その維持については、各施設の状況を見ながら適切な補修等を行う必要がある。

木材を用いた工法の場合には水面付近の木材は早期に腐食することが多いため、植生の緊縛による構造の安定状況等を勘案しながら必要に応じて補修等を実施する。

水制と護岸等の間の水流阻止のための間詰めが破損、流失した場合には捨石等で補修し、整形する。

必要に応じてその設置効果について検討を行い配置等の再検討についても考慮する。

補修等に当たっても、水制の設置目的や各河川における多自然川づくりの目標を踏まえて、水制の構造、諸元等を可能な限り河川環境に適したものとしていく。

透過水制は流水を透過させるのでゴミや流木等がひっかかりやすく、流水に対する抵抗が増して安定性に影響するので留意する。

不透水水制は、水はねの効果は大きいですが、流水に強く抵抗するので周辺の洗掘も大きく、特に水制頭部は、深掘れを生じやすいので注意する必要がある。

6.2.6 水門、樋門・樋管

(1) 本体

a) 実施の基本的な考え方

水門、樋門・樋管については、堤防としての機能、逆流防止機能、取水・排水及び洪水の流下の機能等が維持されるよう、維持管理する。

樋門・樋管は、取水又は排水のため、河川堤防を横断して設けられる函渠構造物である。取水樋門・樋管は、水道用水、農業用水、工業用水を取水する重要な河川管理施設であることから、常に良好な状態を保持する。排水樋門・樋管は、出水時にはゲートを全閉することにより、洪水の逆流を防止し、堤防としての機能を有する重要な河川管理施設であることから、連続する堤防と同等の機能を維持するよう常に良好な状態を保持する。

また、水門は、本川の堤防を分断して設けられる工作物で、堤防としての機能、本川からの逆流を防止（又は高潮の遡上を防止）する機能、それが横断する河川の流量を安全に流下させる機能等を有しており、これらの機能を維持するよう常に良好な状態を保持しなければならない。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

水門、樋門・樋管

② 留意点

ゲート周辺に土砂やゴミ等が堆積している等により、ゲートの不完全閉塞の原因となる場合には、撤去等の対策を行う。

護床工の下流側に洗掘等を生じた場合は、護床工の長さを延長する等の適切な措置を講じる。

護岸及び高水敷保護工は、接続部の侵食対策として設けられるものであり、沈下や空洞化、あるいは損傷が発見された場合は、それらが拡大して堤防の決壊等の重大災害を引き起こさないよう必要に応じて補修等を実施する。

(2) ゲート設備

a) 実施の基本的な考え方

ゲート設備の機能を維持するため、関連する諸法令に準拠するとともに、必要に応じて

適切な方法で機能及び動作の確認を行い、効果的・効率的に維持管理を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

ゲート設備

②留意点

対策の実施に当たっては、点検作業との調整を行うとともに、同時に実施する機器の範囲を設定する等効率化を行う。

ゲート設備の維持管理を適確に実施していくために、運転、故障、点検、補修、補強、更新等の内容を記録、整理することを基本とする。

整備・更新に当たっては、ゲート設備の機能・目的、設置環境、稼動条件、当該施設や機器等の特性等を考慮し、計画的に補修等の対策を実施していく必要がある。そのためには、予防保全と事後保全を適確に使い分け、対応する。

(3) 電気通信施設

a) 実施の基本的な考え方

電気通信施設を構成する機器ごとの点検基準に応じて、適切に点検を行い、機能を保全する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

電気通信設備

②留意点

電気通信施設については致命的な障害を発生する場合があるため、点検や診断結果等により部品交換等を計画的に実施することを基本とする。

(4) 付属施設

a) 実施の基本的な考え方

付属施設の機能が維持されるよう維持管理する。なお、確実な操作のため、川表側及び川裏側に水位標を必ず設置する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

付属施設（付属施設には、上屋、操作員待機場（台風時等のための待機場）、管理橋、管理用階段、照明設備、水位観測施設、船舶通航用の信号、繫船環防護柵等）

②留意点

操作室は河川景観上の重要な要素でもあるので、補修等に際しては可能な限り周辺の景観との調和に配慮する。

6.2.7 排水機場

(1) 土木施設

a) 実施の基本的な考え方

排水機場本体、沈砂池、吐出水槽、排水門等の土木施設は、ポンプが確実に機能を果たせるよう維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

排水機場本体、沈砂池、吐出水槽、排水門等の土木施設

②留意点

ポンプ機能に支障となるような沈下・変形が生じないように維持管理することを基本とする。

点検によりポンプ機能や水密性に支障となるおそれがある異常が認められた場合には、原因を究明し、適切な対策を講じる。

内水に伴って機場が浸水しポンプの運転に支障を生じる場合があるので、維持管理に当たっては、必要に応じて排水機場の耐水化にも配慮する。

[1] 沈砂池について

沈降した土砂は、沈砂池の本来の目的を果たすために適切に除去することを基本とする。

[2] 吐出水槽について

漏水等の異常が認められたときには、適切な対策を講じる。

(2) ポンプ設備

a) 実施の基本的な考え方

ポンプ設備は、関係する諸法令に準拠するとともに、必要に応じて適切な方法で機能及び動作の確認を行い、効果的・効率的に維持管理を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

ポンプ設備

②留意点

当該ポンプ設備の設置目的、装置・機器等の特性、設置条件、稼働形態、機能の適合性等を考慮して内容の最適化に努め、ポンプ設備の信頼性を確保しつつ効率的・効果的に維持管理する。

維持管理を効率的・効果的に実施するため、点検結果を評価するに当たって、当該設備の社会的な影響度、機器・装置の診断等に基づく健全度等の整理を行う

整備・延命化・更新等の対策は、設備の機能を維持又は復旧し、信頼性を確保することを目的として、計画的かつ確実に実施する。対策の実施に当たっては、点検作業との調整を行うとともに、同時に実施する機器の範囲を設定するなど効率化を行う。対策は基本的に専門技術者により実施するものとし、実施に当たっては仮設設備や安全設備の整備等による安全対策等に留意して計画・実施する。

ポンプ設備の維持管理を適確に実施していくために、運転、故障、点検、整備、更新等の内容を記録、整理することを基本とする。それらの記録は、設備台帳、運転記録等として整理する。

ポンプ設備の整備・延命化・更新等の対策を効率的、計画的に実施するため、点検結果を評価するに当たって、当該設備の社会的な影響度、機器・装置の診断等に基づく健全度等の整理を行う。

整備・延命化・更新等の対策は、予防保全、事後保全に分けて計画的に実施する。

(3) 電気通信施設

a) 実施の基本的な考え方

電気通信施設を構成する機器ごとの点検基準に応じて、適切に点検を行い、機能を維持する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

電気通信設備

②留意点

電気通信施設については致命的な障害を発生する可能性があるため、点検や診断結果等により部品交換等を計画的に実施することを基本とする。

(4) 機场上屋

a) 実施の基本的な考え方

ポンプ設備等への悪影響、操作への支障及び操作環境の悪化が生じないように、機场上屋を維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

(ポンプ設備を保護し、また、ポンプが確実に操作できるよう、所要の環境状態に保つための)機场上屋

②留意点

雨漏りや換気の悪化等による機器や電気通信施設の劣化等を生じないように留意する。
住宅等が近いため騒音対策として防音構造としている場合は、防音構造の点検を実施する。

機场上屋の外装は、周辺の景観との調和にも配慮する。

6.2.8 揚水機場

(1) 土木施設

a) 実施の基本的な考え方

揚水機場本体、水門等の土木施設は、ポンプが確実に機能を果たせるよう維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

揚水機場本体、水門等の土木施設

②留意点

ポンプ機能に支障となるような沈下・変形が生じないように維持管理することを基本とする。

点検によりポンプ機能や水密性に支障となるおそれがある異常が認められた場合には、原因を究明し、適切な対策を講じる。

(2) ポンプ設備

a) 実施の基本的な考え方

ポンプ設備は、関係する諸法令に準拠するとともに、必要に応じて適切な方法で機能及び動作の確認を行い、効果的・効率的に維持管理を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

ポンプ設備

②留意点

当該ポンプ設備の設置目的、装置・機器等の特性、設置条件、稼働形態、機能の適合性等を考慮して内容の最適化に努め、ポンプ設備の信頼性を確保しつつ効率的・効果的に維持管理する。

維持管理を効率的・効果的に実施するため、点検結果を評価するに当たって、当該設備の社会的な影響度、機器・装置の診断等に基づく健全度等の整理を行う。

整備・更新等の対策は、設備の機能を維持又は復旧し、信頼性を確保することを目的として、計画的かつ確実に実施する。対策の実施に当たっては、点検作業との調整を行うとともに、同時に実施する機器の範囲を設定する等効率化を行う。対策は基本的に専門技術者により実施するものとし、実施に当たっては仮設設備や安全設備の整備等による安全対策等に留意して計画・実施する。

ポンプ設備の維持管理を適確に実施していくために、運転、故障、点検、整備、更新等の内容を記録、整理することを基本とする。それらの記録は、設備台帳、運転記録等として整理する。

ポンプ設備の整備・更新等の対策を効率的、計画的に実施するため、点検結果を評価するに当たって、当該設備の社会的な影響度、機器・装置の診断等に基づく健全度等の整理を行う。

整備・更新等の対策は、予防保全、事後保全に分けて計画的に実施する。

(3) 電気通信施設

a) 実施の基本的な考え方

電気通信施設については、6.2.7 堰 (6) 電気通信関係に準じて適切に維持管理する。

(4) 機场上屋

a) 実施の基本的な考え方

ポンプ設備等への悪影響、操作への支障及び操作環境の悪化が生じないように、機场上屋を維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

(ポンプ設備を保護し、また、ポンプが確実に操作できるよう、所要の環境状態に保つための)機场上屋

②留意点

雨漏りや換気の悪化等による機器や電気通信施設の劣化等を生じないように留意する。

住宅等が近いため騒音対策として防音構造としている場合は、防音構造の点検を実施する。

機场上屋の外装は、周辺の景観との調和にも配慮する。

6.2.9 トンネル施設

a) 実施の基本的な考え方

トンネル施設については、洪水時に所要の機能が発揮できるよう適切に維持管理する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

外郭放水路(トンネル、立坑、ゲート施設)

②留意点

トンネル内に土砂堆積等が見られた場合には、土砂撤去の必要性について検討を行う。

6.2.10 河川管理施設の操作

a) 実施の基本的な考え方

河川管理施設の操作に当たっては、降水量、水位、流量等を確実に把握し、操作規則又は操作要領に定められた方法に基づき、適切に行わなければならない。

さらに、域外排水施設の整備や増強に伴い、河川管理施設を効果的に運用するため、既存の水門、樋門・樋管、排水機場等を含めて操作規則の検討を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河川管理施設

②留意点

水位観測施設や雨量観測施設が洪水時等に故障しないように、また正確なデータが得られるように、日常から維持管理する。

樋門等の河川管理施設の操作を法第 99 条に基づき地方公共団体に委託する場合は、操作委託協定書等を締結し、個人に操作を委嘱する場合には、通知 4) 等に則り適切に任命するとともに、操作員就業規則等を作成する。

突発的事故等により手動操作や機側操作が必要となる場合があるので、そのために必要な体制の確保を図り、操作員の技術を維持する。

また、ポンプ運転調整の円滑な実施に向けて、出水に応じて、内水管理者および沿川自治体と連携して迅速かつ確実に行える運転調整システムの確立、及びそのシステムを実際に作動させるのに必要なデータを受配信する管理システムの整備を図る。

6.2.11 許可工作物

(1) 基本

a) 実施の基本的な考え方

許可工作物については、施設管理者により河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるよう、許可に当たっては必要な操作、点検、補修等の実施の必要な許可条件又は水利使用規則条件を付与するとともに、設置後の状況によっては必要に応じて指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

許可工作物

②留意点

設置後は、現地確認の実施に合わせて必要に応じて指導・監督等を実施する。

許可工作物にあっても、河川管理施設と同様に設置後長期間を経過した施設が増加してきており、施設の老朽化の状況等に留意し、適宜情報交換を行う。

(2) 伏せ越し・河底横過トンネル

a) 実施の基本的な考え方

洪水の流下を妨げず、並びに付近の河岸及び河川管理施設に支障を及ぼさないよう適切に伏せ越しの維持管理がなされるよう指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

伏せ越し・河底横過トンネル

②留意点

異状が発見された場合は速やかに施設管理者に通知するとともに、必要に応じて適切な対策が講じられるよう指導監督する。

特に堤防下の部分については、堤体と函体との間に変状が生じやすく、水門、樋門・樋管で記したような本体周辺における空洞の発生や水みちの形成が懸念されるので、維持管理に当たっては漏水を助長して堤防の弱点としないよう留意する必要がある。

伏せ越し及び河底横過トンネルのゲートは災害を防止するための重要な施設であり、適切な維持管理がなされる必要がある。

(3) 取水施設

a) 実施の基本的な考え方

河道や付近の河岸及び河川管理施設に支障を及ぼさないよう適切に取水施設の維持管理がなされるよう指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

取水施設

②留意点

水門、樋門・樋管を準用して適切に維持管理されるようにする必要がある。

揚水機場の河川に関する部分については、6.2.7 排水機場を準用して適切な維持管理がなされるよう留意する必要がある。

[1] 集水埋渠について

集水埋渠は、河床が低下して露出すると、管の折損による被害だけでなく、乱流の原因となり河床洗掘を助長し、周辺の河川管理施設等に悪影響を及ぼすことになるので、洪水時でも集水埋渠が露出することがないように十分な深さが確保されていることを確認する必要がある。

[2] 送水管について

堤防を横過している送水管は、漏水による堤防弱体化の要因となる可能性がある
ので、漏水が生じていないよう確認する必要がある。

(4) 橋梁

1) 橋台

a) 実施の基本的な考え方

堤防に設ける橋台では、振動により堤体に間隙や空洞等が生じて、漏水を助長する一
因となるおそれがあるため、堤防等に悪影響を与えないよう適切な維持管理がなされるよ
う指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

橋台

2) 橋脚

a) 実施の基本的な考え方

橋脚周辺の洗掘状況等に応じて、適切な維持管理がなされるよう指導・監督等を実施
する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

橋脚

② 留意点

洗掘による橋脚の安全性の確認は施設管理者によることを基本とする。

河川管理者の調査等により橋脚周辺の洗掘形状(最大洗掘深、洗掘範囲)等が把握
された場合は、設置者に通知するとともに、河川管理上の支障が認められる場合には、
適切な指導監督を行うことを基本とする。

局所洗掘は橋脚に対する影響だけでなく、河道や河川管理施設に悪影響を及ぼす可
能性があるので注意する必要がある。

3) 取付道路

a) 実施の基本的な考え方

橋梁の取付道路部の舗装のひびわれ等は、水みちの形成の原因となるので、堤防等
に悪影響を与えないよう適切な維持管理がなされるよう指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

① 場所

橋梁の取付道路部

(5) 堤外・堤内水路

[1] 堤外水路

a) 実施の基本的な考え方

堤外水路については、水路の機能が維持されるとともに、堤防等に悪影響を与えない
よう適切な維持管理がなされるよう指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤外水路

②留意点

堤防に沿って設置された水路の損傷は、堤防の洗掘及び漏水を助長する原因になるので注意しなければならない。

状況によっては護岸や高水敷保護工を増工する等の措置も検討する必要がある。

[2] 堤内水路

a) 実施の基本的な考え方

堤脚水路に準じて適切な維持管理がなされるよう指導・監督等を実施する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

堤内水路

6.3 河川区域等の維持管理対策

6.3.1 一般

a) 実施の基本的な考え方

河川には、河川の流水の利用、河川区域内の土地の利用、土石等の採取、舟運等種々の利用等があり、これらの多様な河川利用者間の調整を図り、河川環境に配慮しつつ、河川の土地及び空間が公共用物として適正に利用されるように維持管理する。また、河川保全区域及び河川予定地においても、指定の目的に応じて、その土地や空間を適切に維持管理する。

また、河川環境の保全や河川利用については、市町村との一層の連携を図るとともに、地域住民、NPO、市民団体等との協働により清掃や除草を実施する等、地域の特性を反映した維持管理を促進する。

[1] 河川区域及び廃川敷地の維持管理

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

河川区域及び廃川敷地

②頻度(手順)

[1] 河川区域境界及び用地境界について

河川区域の土地の維持管理を適正に行う前提として、官民の用地境界等を明確にしておく必要があり、官民境界杭等を設置する。官民境界杭等については、破損や亡失した場合に容易に復旧できるよう、その位置を座標により管理する。また、必要に応じて河川管理者名等を明記した標識等を設置し、官民の用地境界等の周知を行う。

令和4年3月時点で境界が確定された区間は、中川は総延長約43kmに対し約38km、綾瀬川はほぼ終了している状況であり、中川は引き続き残された区間の確定作業を計画的に行う。

[2] 河川敷地の占用について

河川敷地の占用許可に当たっては、河川敷地の適正利用、河川管理の支障となら

ないよう工作物設置等が図られるよう審査する。

都市再生、地域再生等に資する占用許可についても、地域の合意を図りつつ適切に対処する。

[3] 廃川敷地について

河川区域の変更又は廃止の見込みがある場合は、当該河川区域の変更又は廃止とともに国有地の廃川処分を適切に行う。

③留意点

河川敷地において公園、運動場等の施設を占用許可した場合には、当該施設の適正利用・維持管理等は占用申請書に添付された許可条件に従って占有者が行うこととなり、河川管理者は維持管理等の行為が当該計画及び許可条件どおりに適切に行われるように占有者を指導監督する。その際、種々の工作物が整備される場合があるが、河川区域内の工作物の設置許可に当たっては、河川管理の支障とならないよう適切に審査する。このことは、河川区域内の民有地に設置される工作物についても同様である。

[2] 河川保全区域の維持管理

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

②頻度(手順)

河川保全区域は、河岸又は河川管理施設(樹林帯を除く)の保全のために必要な河川区域に隣接する一定の区域を指定し、土地の掘削等土地の形状の変更や工作物の新改築の行為を規制するものであり、河岸又は河川管理施設(樹林帯を除く)の保全に支障を及ぼさないように、巡視等により状況を把握する。

[3] 河川の台帳の調製

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間、指定区間

②頻度(手順)

河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

③時期

記載事項に関して漏れの無いよう、適切な時期に実施する。

埼玉県指定区間については、未調整河川があるため、幹事事務所と共同し、調製を要請していく。また、東京都指定区間については、現況台帳は概成しているものの、附図等が未調製となっているため、幹事事務所と共同し、調製を要請していく。

6.3.2 不法行為への対策

(1) 基本

a) 実施の基本的な考え方

不法行為を発見した場合は、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導を行い、行為

者が不明な場合には警告看板を設置する等、必要な初動対応を行い、法令等に基づき適切かつ迅速に不法行為の是正のための措置を講じる。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

不法行為(①流水の占用関係:不法取水、許可期間外の取水 ②土地の占用関係:不法占用、占用範囲の逸脱、許可条件違反、不法係留 ③産出物の採取に関する状況:盗掘、不法伐採、採取位置や仮置き違反、汚濁水の排出 ④工作物の設置状況:不法工作物の設置、工作物の許可条件等からの違反 ⑤土地の形状変更状況:不法掘削・堆積、形状変更の許可条件等からの違反 ⑥竹木の流送やいかだの通航状況:不法係留、竹木の不法な流送、舟又はいかだの不法な通航 ⑦河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の状況:河川の損傷、ごみ等の投棄、指定区域内の車両乗り入れ、汚水の排出違反 ⑧河川保全区域及び河川予定地における行為の状況:不法工作物の設置、不法な形状変更)

②頻度(手順)

不法行為については、河川巡視の一般巡視の中で状況把握することが重要である。

不法行為による治水への影響、河川利用者への影響、水防活動への影響等により重点的な巡視が必要な場合には、目的別巡視等により対応することが重要である。

不法行為の内容によっては、市区町村、警察等の関係機関とも連携した河川巡視等を実施する。

悪質な不法行為に関しては、必要に応じて刑事告発を行う。

③時期

不法行為を発見した場合には、迅速かつ適正な指導監督による対応を行う。

④留意点

不法行為の内容によっては、市町村、警察等の関係機関とも連携した河川巡視等を検討する。

(2) ゴミ、土砂、車両等の不法投棄

a) 実施の基本的な考え方

不法投棄を発見した場合には、行為者の特定に努め、行為者への指導監督、撤去等の対応を適切に行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

不法投棄箇所

②頻度(手順)

地域住民等への不法投棄の通報依頼、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡視の強化、警告看板の設置、車止めの設置等により、ゴミや土砂、産業廃棄物、車両、船舶等の不法投棄を未然に防止する。

ゴミ等の不法投棄は夜間や休日に行われやすいことから、行為者の特定等のため、必要に応じて夜間や休日の河川巡視等を実施する。

塵芥処理、防止対策の実施にあたっては、沿川自治体やNPO等と協働して行う。(綾瀬川クリーン大作戦等)

③時期

不法投棄を発見した場合には、不法投棄の処理フローにより対応することを基本とする。

④留意点

不法投棄対策については、地元自治体、警察、地域団体、河川愛護モニター等と連携して必要な対策を行う。関係自治体、警察、自治会等と日頃より連携が図れるよう協力関係を構築する。また、不法投棄が行われる場所は特定場所に集中する傾向がある。そのため、そのような場所には、侵入防止柵の設置や既設空間監視カメラによる監視を行うなどの対策を実施する。

(3) 不法占用(不法係留船を除く)への対策

a) 実施の基本的な考え方

不法占用(不法係留船を除く)を発見した場合には、行為者の特定に努め、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導監督等を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

不法占用(不法係留船を除く)

②頻度(手順)

不法係留を除く不法占用に関しては、不法投棄の処理フローを基本として、個々の状況に照らして迅速かつ適正に是正のための措置を講じる。

ホームレスの調査については河川巡視で実施するとともに、ホームレスの自立支援施策を担う自治体の福祉部局等と合同巡視(2回/年)を行う。

③時期

不法占用(不法係留船を除く)を発見した場合には、行為者の特定に努め、速やかに口頭で除却、原状回復等の指導監督等を行う。

④留意点

ホームレスによる不法占用については、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法等を踏まえ、福祉部局等と連携して是正のための措置を講じる。

合同巡視は夏期及び冬期の2回行う。また、出水等が予想される場合は、事前に注意喚起を行う。

(4) 不法係留船への対策

a) 実施の基本的な考え方

中川には約64隻(令和3年度調査)の不法係留船が存在しており、是正のための対策を適切に実施していく。

また、平成27年3月には、河川法施行令第16条の4第1項第2号に基づき、外郭放水路を除く事務所が管理する全ての河川において、「船舶」をみだりに捨て放置することを禁止する旨の指定公示を行った。平成27年4月6日付けで施行となり、不法係留船対策をより強化することとした。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

不法係留船(河川区域内)

②頻度(手順)

不法係留船の数が多い等の理由により計画的な不法係留船対策を講じる必要がある河川については、不法係留船対策に関する通知に則り不法係留船対策に係る計画を地域の実態に応じて水系又は主要な河川ごと等に策定し、不法係留船の計画的な撤去を行う。

その他の河川においても、河川管理上の必要性に応じ、不法係留船の強制的な撤去措置を適正に実施する。

不法係留船の強制的な撤去に関する手続きは、不法行為の一般的な処理的な設置フローを基本とする。

③留意点

不法係留船対策の実施に当たり、地域の慣行を踏まえ、生業を行うために必要な船舶とレジャーの用に供する船舶とで扱いを異にすることは、不合理ではない。

恒久的な係留・保管施設の設置は、工作物設置許可基準等に基づいて検討するものであり、死水域や洪水時における流量配分のない河川、遊水地等の洪水の流下に支障が少ないと判断される河川の区域に設置することとするが、経過措置による既占用物件及び公共性のある施設の設置以外は認められない。

中川における暫定係留施設は、「中川の水面利用調整に関する協議会」(平成12年5月30日設立。国、埼玉県、地元警察、関係自治体、漁協、(公財)埼玉県生態保護協会、(一社)日本マリン事業協会、(一財)埼玉県河川協会(マリーナ事業)等の関連団体等で構成)において登録済み不法係留船が公共又は民間マリーナの収容可能数を下回っていることから、平成29年に暫定係留施設の整備を行わないことが決定されている。

具体の係留・保管施設の設置の可否等の判断は、船舶係留施設等の一般的な設置フローによることを基本とする。

(5) 不法な砂利採取等の対策

a) 実施の基本的な考え方

中川・綾瀬川は、砂利採取禁止区域であり、砂利採取行為を発見した場合は、迅速かつ適正な指導監督による対応を行う。

6.3.3 河川の適正な利用

(1) 河川の安全な利用

a) 実施の基本的な考え方

河川利用の安全のために必要な場合には、適切な措置を講じる。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①頻度(手順)

利用者の自己責任による安全確保とあわせて、河川利用の安全に資するため、安全利用点検に関する実施要領に基づいて必要に応じて関係施設の点検を実施する。

②時期

河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、河川や地域の特性等も考慮して陥没等の修復、安全柵の設置、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁

止等の教育・啓発の充実等の必要な対応を検討することを基本とする。

③留意点

河川管理者は、関係行政機関や河川利用者等とともに、川に内在する様々な危険や急な増水等による水難事故の可能性を認識した上で、必要な対応する。

6.4 河川環境の維持管理対策

a) 実施の基本的な考え方

良好な河川環境が保全されるよう、自然環境や河川利用に係る河川の状態把握を行いながら、適切に河川環境の維持管理を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

河川環境の維持管理においては、河川における生息・生育・繁殖環境として特に重要となる箇所を把握しその環境を保全する等、河川環境の保全あるいは整備がなされるよう維持管理を行うことを基本とする

河川の状況把握を踏まえ、河床掘削や樹木の伐開等に伴う生物の生息・生育・繁殖環境の保全、魚道の機能を維持するための補修、除草等の維持作業に伴う河川植生の保全、地域と協働した外来生物の防除等を行う。

河川環境の維持管理目標として河川環境や河川利用に係るゾーニングが設定されている場合等には、具体的な対策として、法制度や協議会による協定等に基づいて河川利用等に制約を設けることも検討の上実施する。

維持管理対策の検討実施に当たっては、状況把握の結果を総括した河川環境情報図を活用する。

[1] 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全について

①場所

大臣管理区間

②留意点

河川維持管理に当たっては多自然川づくりを基本として、河川の生物及びそれらの生息・生育・繁殖環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえて、その川にふさわしい生物の生息・生育・繁殖環境が保全・整備する。

許可工作物の補修等の対策に当たっても設置者により多自然川づくりを進める。

河川が生物群集の多様性を保つ上で重要な役割を果たすことを十分認識した上で、学術上又は希少性の観点から重要なもの、その川に典型的に見られるもの、川への依存性が高いもの、川へのダイナミズムにより維持されているもの、川の上下流等の連続性の指標となるもの、その川の特殊な環境に依存しているもの等に着目し、現状及び歴史的な経緯並びにその背景等を踏まえ、その川にふさわしい生物群集と生息・生育・繁殖環境を保全するための維持管理を行う。

河川維持管理に当たって、外来魚、外来植物等の外来生物の駆除等を必要に応じて考慮するとともに、関係機関や地域の NP0、市民団体等と連携・協働して取り組む。

河川には、源流部から河口まで、水中、水際、河原等の場所に応じて、土壌、水分、日照等の条件が異なる様々な環境が存在し、その環境に応じた、多様な生物群集の生息・生育・繁殖に留意する。

河川域においては多くの外来生物が確認されており、河川における生物多様性の低

下、治水上の悪影響に留意する。

外来生物の侵入防止や駆除等の対策に留意する。

平成 18 年には、特定外来生物のうち 5 種の陸生植物（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）について国土交通大臣が防除の主務大臣等となり、環境大臣とともに防除を公示し、これらの種に係る河川管理行為（除草、土砂の運搬等）の適切な実施を目指す等の対策に留意する。

[2] 良好な河川景観の維持・形成について

①場所

大臣管理区間

②留意点

河川維持管理に当たっては、その川の自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観を維持・形成する。

河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、河川環境管理基本計画等で定められている河川景観の目標像等を踏まえ、良好な景観の維持・形成を行う。

河川維持管理が、良好な河川景観の維持・形成に果たす役割は大きく、以下のような点に留意して、維持管理を通じた河川景観を保全する。

- ・ 治水・利水の機能の維持や自然環境の保全を通じたその川らしい景観の保全
 - ・ 不法投棄への適正な対処や施設破損の補修等による直接的な景観の保全
 - ・ 河川空間の美化や適正な利用を通じた人々の意識向上に伴う景観の保全
- 周辺景観の誘導・規制等について関係機関と調整していくことも重要である。

景観法（平成 16 年法律第 110 号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第 24 条の占用許可の基準を定めている場合には、当該基準に沿う。

地域住民等の活動の果たす役割は大きく、草刈り、ゴミ拾い等の河川愛護活動や河川美化活動等の地域活動による河川景観の保全も重要である。

[3] 人と河川とのふれあいの場の維持について

①場所

大臣管理区間

②留意点

河川利用は自己責任が原則であるが、安全で楽しく水辺で遊べるために、安全に関する情報提供の充実、河川利用者等への啓発、流域における関係機関の連携、緊急時への備えを行う。

人と河川との豊かなふれあいの場の維持に当たっては、施設及び場の維持管理とともに、活動の背景となっている自然環境や景観等の河川環境自体の保全が重要である。

教育的な観点、福祉的な観点等を融合することも重要である。

川とのふれあい活動そのものが河川環境に悪影響を及ぼさないよう留意する必要がある。

[4] 良好な水質の保全について

①場所

大臣管理区間

②頻度(手順)

河川における適正な水質が維持されるよう河川の状態を把握するとともに、水質事故や異常水質が発生した場合に備えて、関係行政機関と連携し、実施体制を整備することを基本とする。

③留意点

河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全のため良好な水質の保全が必要とされる。

水質調査の手法等は河川砂防技術基準調査編による。

[5] 水質事故対策

a) 実施の基本的な考え方

水質事故が発生した際には、事故発生状況に係わる情報収集を行い、速やかに関係行政機関等に通報するとともに、関係行政機関等と連携し、適切な対策を緊急に講じる。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①頻度(手順)

突発的に発生する水質事故に対処するため、流域内の水質事故に係る汚濁源情報を把握するとともに、河川管理者と関係行政機関等により構成する連絡協議会による情報連絡体制の整備、水質分析、応急対策等の実施体制の整備等の必要な措置を講じることが基本とする。

水質汚濁防止に関する連絡協議会等については、常時情報の交換を行うとともに、夜間、土日を問わず緊急事態の発生した場合に即応できるようにする等、連絡体制、協力体制を整備することを基本とする。

水質事故に係わる対応は、原因者によってなされることが原則である。

水質事故処理等の河川の維持についても原因者に行わせることができ、又はその費用を負担させることとしているので、原因者が判明した場合には、これに従って適正に処理する。

水質事故時には早急に状況の把握と必要な調査を実施するとともに、適切な対策を行う。

②時期

水質事故発生時

③留意点

連絡協議会等は、役割分担を明確にし、緊急事態の発生した場合に実施する応急対策、水質分析、原因者究明のための調査、及び原因者への指導等速やかに実施可能な体制とする。

情報連絡体制、緊急時の対策を確実かつ円滑に実施できるよう情報伝達訓練、現地対策訓練等を定期的に実施する。

緊急時の事故対応のための資材等の備蓄に当たっては、過去に発生した水質事故等を勘案の上、河川管理者自ら水質事故対策資材の備蓄を行うほか、関係機関等の備蓄状況についても把握し、事故発生時に速やかに資材等の確保が図れるよう対処する。

河川管理者としては必要な指導等を行うとともに、水質事故対応が緊急を要するものである場合や、事故による水質汚濁が広範囲に及ぶ場合等、原因者のみによる対応では適切かつ効果的な対応ができない場合には、河川管理者は必要な措置を行う。

7. 水防のための対策

7.1 水防活動等への対応

a) 実施の基本的な考え方

洪水や高潮による出水時の対応のために、所要の資機材を確保するとともに、水防管理団体が行う水防活動等と連携する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①頻度(手順)

出水時の対応のため、所要の資機材を適切に備蓄し、必要に応じて迅速に輸送し得るようあらかじめ関係機関と十分協議しておくとともに、応急復旧時の民間保有機材等の活用体制を整備する。

市区町村等の水防管理団体が洪水時等に迅速、かつ適確な水防活動が実施できるよう、次の事項に留意する必要がある。

- ・ 重要水防箇所の周知；洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を定めて、その箇所を水防管理団体に周知徹底する。必要に応じて、出水期前等に水防管理者、水防団等と合同で河川巡視を実施する。
- ・ 水防訓練；関係者間の出水時における情報伝達が確実になされるよう、出水期前に訓練を行うことを基本とする。

②時期

出水中には、異常が発見された箇所において直ちに水防活動を実施できるように、水防管理団体との情報連絡を密にし、水防管理団体を通じて水防団の所在、人員、活動状況等を把握する。

③留意点

氾濫の発生が予想される場合には、出水の見通し、氾濫の発生の見通し等の情報提供により、市町村が避難勧告等を適確に実施できるよう、河川管理者から市区町村長への連絡体制を確保する。

・ 重要水防箇所の周知

重要水防箇所は、従来の災害の実績、河川カルテの記載内容等を勘案のうえ、堤防・護岸等の点検結果を十分に考慮して定める。

・ 水防訓練

水防管理団体が洪水時等に迅速、かつ適確な水防活動が行えるよう水防管理団体等が実施する水防訓練に河川管理者も積極的に参加し、水防工法等の指導、助言する。

家屋決壊ゾーンについては、設定方法が決まり次第、速やかに検討し、周知する。

7.2 水位情報等の提供

a) 実施の基本的な考え方

出水時における水防活動、あるいは市町村及び地域住民における避難に係る活動等に資するよう、法令等に基づいて適切に洪水予報あるいは水位に関する情報提供を行う。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

出水時の水位情報あるいはその予測情報、洪水氾濫に関する情報

洪水予報基準観測所：吉川、谷古宇（気象庁と合同で発表）

水防警報基準観測所：吉川、高砂、谷古宇

②頻度（手順）

河川管理者は、それらの活動に資するよう、水防法に基づく洪水予報、水位の通報、水位情報の周知、浸水想定区域の指定等を行い、適切に情報提供する。

水防法では、指定された直轄河川において氾濫を生じた場合に、氾濫により浸水する区域及び水深を情報提供することについても規定されている。

情報提供の基本となる河川の各種水位の設定については、河川整備の状況等に応じ、その設定目的を踏まえて適宜見直しを行うことを基本とする。

③時期

出水時

④留意点

情報提供の際、実施要領等に基づいて情報の受け手にとって分かりやすい情報とする。

洪水予報又は水位情報の周知の対象でない河川区間にあっても、可能な範囲で水位等の情報を提供する。

氾危険水位は、市町村長の避難指示の発令の目安、住民の避難判断の参考として位置づける。

避難判断水位は、高齢者等避難の発令の目安として位置づける。

氾濫注意水位は、水防団の出動の目安として位置づける。

8. 地域連携等

8.1 河川管理者と市区町等で連携して行うべき事項

8.1.1 水辺の楽校

水辺の楽校プロジェクトは、地域の個性やニーズに対応した河川整備を行うため実施している「地域と連携した川づくり」の中のひとつの施策として、平成8年度から実施されており、地域の方々と協力して子ども達の自然体験や環境学習を支援するための水辺空間の整備を行っている。

中川やしお水辺の楽校は、中川八潮フラワーパークの隣接地に整備され、ボートを浮かべたり、水辺のキャンプ、水中歩行体験ができ、地元協議会により運営されている。

8.2 河川管理者と市区町、NPO・市民団体等が連携して行っている、又は行う予定がある事項

8.2.1 河川清掃活動

綾瀬川の水質は、流域の急激な都市化に伴い、汚濁が著しく進んだ河川になってお

り、昭和61年に「“綾瀬川一級河川水質ワースト1脱却を目指して” 河川懇談会」を発足し、これを前身に更なる水環境の改善を目指してきた。

※足立区、葛飾区、川口市、越谷市、草加市、八潮市、
東京都、埼玉県、国土交通省(当時建設省)

その中で、上記懇談会主催の元、平成元年から「綾瀬川クリーン大作戦」を実施している。平成7年(第7回)からは、清流ルネッサンスの一環で実施していたが、平成28年に清流ルネッサンスは終了したことから、クリーン作戦のみ江戸川河川事務所が事務局引き続き実施している。

8.3 河川愛護モニター

河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を有する沿川住民に皆様の中から数名を河川愛護モニターとして委嘱し、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発を行う。また、中川・綾瀬川の状況を報告していただき、適正な河川の維持管理に反映させている。

8.4 河川協力団体

河川環境保全等に関する活動を行う下記民間団体の協力を得て、河川管理者と連携して、自発的な活動を促進するため、河川協力団体指定制度を実施している。

- 特定非営利活動法人 エコロジー夢企画
- 特定非営利活動法人 草加市カヌー協会

9. 効率化・改善に向けた取り組み

9.1 施設の老朽化に備えた長寿命化対策

中川・綾瀬川には、国が管理する施設として水門、樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設が存在しているが、昭和60年以前に築造されたものも多く、今後老朽化の進行等により施設更新や補修時期が集中することが考えられるため、施設の重要度や不具合の状況に応じた効率的な維持管理を行う必要がある。

水門、樋門・樋管、排水機場等の構造物については、ゲート等の機械設備や電気設備の機能維持とともに、コンクリート構造物の老朽化や出水、地震等によるコンクリートのクラックや構造物周辺の土質の空洞化の進行による漏水等の補修対策を行う必要がある。

一方、近年の水害の多発により確実な安全の確保が求められるため、厳しい財政状況の中ではあるものの、河川構造物については、中長期の展望を持って、今後の維持管理に当たるとともに長寿命化等を促進して、確実な安全性を確保しつつ更新需要の平準化、コストの抑制を図っていく。

9.2 サイクル型維持管理

河道や河川構造物の被災箇所とその程度はあらかじめ特定することが困難である。河川維持管理はそのような制約の下で、河道や河川構造物において把握された変状を分析・評価し、対策等を実施せざるを得ないという性格を有している。実際、河川管理では、従来より河川の変状の発生とそれへの対応、出水等による災害の発生と対策や新たな整備等の繰り返しの中で順応的に安全性を確保してきている。そのため、中川・綾瀬川の

河川維持管理に当たっては、河川巡視、点検による状態把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくというPDCA サイクルの体系を構築していく。

また、維持管理の状況（堤防整備後の沈下等）から工事で改善されるべき事項を整理し、工事の設計、施工に反映させていく。

9.2.1 河川の状態把握の分析、評価

a) 実施の基本的な考え方

適切な維持管理対策を検討するため、河川巡視、点検による河川の状態把握の結果を分析、評価するとともに、評価内容に応じて適宜河川維持管理計画等に反映する。

b) 実施の場所・頻度・時期・実施にあたっての留意点

①場所

大臣管理区間

②留意点

河川維持管理は、経験に基づく知見の集積に技術的には強く依存しており、河川カルテを活用してその内容を分析・評価することは、効果的・効率的な維持管理としていく上で重要である。

河川カルテに蓄積された内容とその分析・評価の結果が、河川維持管理計画あるいは毎年の実施内容の変更、改善に反映されるように、サイクル型の河川維持管理を進めていく。

河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析、評価し、適切に維持管理対策を行うに当たっては、これまでの河川維持管理の中で積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえ、対応する。

河川維持管理計画に基づく維持管理の実施を通して、個々の河川の具体的な維持管理の実施内容を充実させるためには、河川毎の状況に応じて解明すべき課題は何かを明確にした上で、それらを実施する中で順次分析していくことも重要である。

9.3 地域との連携による、浸水被害軽減を目指した運用

江戸川河川事務所と荒川下流河川事務所は、埼玉県（杉戸県土整備事務所、越谷県土整備事務所、総合治水事務所）と、埼玉県南東部における危機管理対応に関する協定を締結している。

埼玉県南東部である中川・綾瀬川流域は低平地であり、不測の事態などにより、排水機場の機能に支障が生じた場合の防災・減災対策として、国と県協力・連携して他の排水機場等を活用することで浸水被害の軽減を図る。

9.4 河川管理の見える化

地域の皆様に普段見えにくい河川管理の取組みを広く周知するため、毎年、河川の維持管理の取組み状況等を整理した「河川管理レポート」を公表する。また、「出張所だより」「Twitter」等においても維持管理状況を定期的に公表する。

9.5 河川維持管理 DB の活用

河川の維持管理に関する記録については、河川維持管理 DB (RiMaDIS) が全国的に平成 26 年度より本格運用が始まっており、河川巡視、堤防点検を中心に活用していく。

9.6 DX の推進

DX 技術により構築した河川管理システム(三次元地形データ上で、樹木繁茂や土砂堆積状況(三次元河川管内図)、巡視・点検結果(RiMaDIS)、河川基盤情報(RBCOM)、占用状況(河川現況台帳 DB)等の各種河川データを一次元的に確認できるシステム)等により、業務効率化の促進、行政サービスの向上を目指す。

9.7 河川管理施設の有効活用

市区町村や民間事業者を活用して、治水上、利水上又は河川環境上の支障が生じないように配慮しつつ、快適でにぎわいのある水辺空間の創出を推進する。

また、既存ストックの有効活用を図り、維持管理コスト縮減へ向けて検討していく。

10.巻末資料

水位観測所一覧

観測所名	地先名	機種	河川名
倉田	埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸	デジタル	中川
川藤	埼玉県吉川市川藤	水晶式	
吉川	埼玉県吉川市平沼	水研式	
		デジタル	
三郷(1)	埼玉県三郷市境木	水研式	
八条橋	埼玉県八潮市八條	デジタル	
飯塚橋	東京都足立区大谷田町	デジタル	
六ツ木水門(内)	東京都足立区六ツ木	圧力式	
六ツ木水門(外)	東京都足立区六ツ木	圧力式	
高砂	東京都葛飾区青戸町	水晶式	
礮橋	埼玉県川口市戸塚	水晶式	綾瀬川
谷古宇	埼玉県草加市松江町	水晶式	
		水晶式	
柳之宮	埼玉県八潮市柳之宮	電波式	
伝右(内)	東京都足立区花畑	圧力式	
伝右(外)	東京都足立区花畑	圧力式	
内匠橋	東京都葛飾区神明	水晶式	大落古利根川
春日部	埼玉県春日部市藤塚	デジタル	
前波	埼玉県越谷市前波	水晶式	
古利根堰	埼玉県越谷市大吉	水晶式	新方川
増林	埼玉県越谷市増林	水晶式	
宮前	埼玉県越谷市御殿町	水晶式	元荒川
三郷(2)	埼玉県三郷市新和	水研式	三郷放水路
三郷(3)	埼玉県三郷市新和	水研式	
大場川(1)	埼玉県三郷市新和	水研式	大場川
大場川(2)	埼玉県三郷市新和	水研式	
大場川(3)	埼玉県三郷市新和	水研式	
新大場川水門(内)	埼玉県八潮市古新田	水晶式	
新大場川水門(外)	埼玉県八潮市古新田	水晶式	綾瀬川放水路
草加水門(W1)	埼玉県草加市八幡町	水晶式	
草加北放(W2)	埼玉県草加市八幡町	水晶式	
草加南放	埼玉県草加市八幡町	水晶式	
古綾瀬上古(W4)	埼玉県草加市青柳	水晶式	
古綾瀬上放(W5)	埼玉県草加市青柳	水晶式	
古綾瀬下古(W6)	埼玉県草加市青柳	水晶式	
古綾瀬下放(W7)	埼玉県草加市青柳	水晶式	
八条樋管側	埼玉県八潮市八條	水晶式	
鶴ヶ曾根側	埼玉県八潮市八條	水晶式	
八潮機場北	埼玉県八潮市八條	デジタル	
八潮水門(内)	埼玉県八潮市鶴ヶ曾根	水晶式	
八潮水門(外)	埼玉県八潮市八條	デジタル	
古綾瀬伏越下	埼玉県草加市八條	水晶式	

地下水位計一覧

観測所名	地先名	機種	河川名
加須	加須市不動岡	フロート式	中川
杉戸	北葛飾郡杉戸町下高野	フロート式	中川
春日部	春日部市大字牛島1080	フロート式	中川
庄和	春日部市下柳3	フロート式	中川
杉戸(2)	北葛飾郡杉戸町大字宮前	フロート式	中川
越谷	越谷市宮前1	フロート式	元荒川

雨量観測所一覧

観測地点	地先名	機種	河川名
吉川	埼玉県吉川市大字高富	横転ます型	中川
越谷	埼玉県越谷市越ヶ谷	横転ます型	中川
岩槻	埼玉県さいたま市岩槻区原町	横転ます型	中川
杉戸	埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸	横転ます型	中川
新大場川	埼玉県八潮市古新田	横転ます型	中川
菖蒲	埼玉県久喜市菖蒲町菖蒲	横転ます型	綾瀬川
草加	埼玉県草加市花栗3	横転ます型	綾瀬川
蓮田	埼玉県蓮田市閨戸	横転ます型	綾瀬川
羽生	埼玉県羽生市東6	横転ます型	中川

高水流量観測所一覧

観測地点	河川名	管理区分	備考
倉田	中川	指定区間	倉田橋
前波	大落古利根川	指定区間	寿橋
増林	新方川	指定区間	定使野橋
宮前	元荒川	指定区間	元荒川橋
礮橋	綾瀬川	指定区間	礮橋
谷古宇	綾瀬川	直轄区間	谷古宇橋
吉川	中川	直轄区間	吉川橋

低水流量観測所一覧

観測所名	所在地	管理区分	河川名
倉田	埼玉県北葛飾郡松伏町大川戸	指定区間	中川
前波	埼玉県越谷市前波	指定区間	大落古利根川
増林	埼玉県越谷市増林	指定区間	新方川
宮前	埼玉県越谷市御殿町	指定区間	元荒川
礮橋	埼玉県川口市東川口	指定区間	綾瀬川

自動塩分監視所一覧

監視所名	所在地	測定項目	河川名
三郷	埼玉県三郷市栄1	塩分	中川
潮止橋	埼玉県八潮市大瀬	塩分	中川

水質観測所一覧

河川	地点名	観 測 項 目				
		生 活 環境項目	健康項目	排 水 基準項目	富栄養化	その他 項目
中川	弥生橋	8項目	2項目	-	-	3項目
	八条橋	10項目	26項目	5項目	5項目	8項目
	潮止橋	8項目	2項目	1項目	1項目	4項目
	飯塚橋	10項目	26項目	5項目	5項目	8項目
	高砂橋	8項目	1項目	1項目	1項目	4項目
綾瀬川	槐戸橋	〃	3項目	5項目	6項目	〃
	手代橋	〃	〃	〃	〃	〃
	内匠橋	10項目	26項目	〃	〃	〃

水質観測地点一覧(令和3年度)

項 目		地点名	弥生橋			八条橋			潮止橋			飯塚橋			高砂橋			槐戸橋			手代橋			内匠橋			総検体数	
		単位	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年	日/年	回/日	回/年		
基本項目	採水位置		12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	天候		12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	採水時刻	時分	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	水位	m	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	流量	m3/sec				12	2	24				12	2	24				12	1	12				12	2	24	84	
	全水深	m	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	採水水深	m	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	気温	℃	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	水温	℃	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	外観		12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
臭気（冷時）		12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132		
透視度	cm	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132		
生活環境項目	pH		12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	DO	mg/L	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	BOD	mg/L	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	COD	mg/L	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	12	1	12	12	1	12	72	
	SS	mg/L	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	2	24	12	1	12	12	1	12	12	1	12	12	2	24	132	
	総窒素	mg/L	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	12	1	12	12	1	12	72	
	総リン	mg/L	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	12	1	12	12	1	12	72	
	水生生物	全亜鉛	mg/L	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	4	1	4	12	1	12	12	1	12	12	1	12	72
		ノニルフェノール	mg/L				4	1	4				4	1	4										12	1	12	20
		LAS	mg/L				4	1	4				4	1	4										4	1	4	12
健康項目	ガドミウム	mg/L				1	1	1				1	1	1										2	1	2	4	
	全シアン	mg/L				1	1	1				1	1	1										2	1	2	4	
	鉛	mg/L	2	1	2	2	1	2	2	1	2	2	1	2	1	1	1	2	1	2	6	1	6	12	1	12	29	
	六価クロム	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	砒素	mg/L	1	1	1	2	1	2	1	1	1	2	1	2				1	1	1	1	1	1	2	1	2	10	
	総水銀	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	アルキル水銀		総水銀が検出された場合に分析を行う。																									0
	PCB	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	ジクロロメタン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	四塩化炭素	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	トリクロロエチレン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	テトラクロロエチレン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	ベンゼン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	チウラム	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	シマジン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	チオベンカルブ	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	セレン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L				1	1	1				1	1	1				1	1	1	1	1	1	2	1	2	6	
	フッ素	mg/L				2	1	2				2	1	2										2	1	2	6	
	ほう素	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
	1,4-ジオキサン	mg/L				1	1	1				1	1	1										1	1	1	3	
排水基準項	フェノール類	mg/L				2	1	2				2	1	2										2	1	2	6	
	銅	mg/L				2	1	2				2	1															

※ 12回は毎月 、6回は5月・7月・9月・11月・1月・3月 、4回は5月・8月・11月・2月 、2回は8月・2月 、1回は8月 に実施

河川管理施設(1/3)

種別	河川名	施設名	位置		住所
			左右岸	km	
水門	中川	六ツ木水門	右岸	18.2km付近	(中川上流側) 東京都足立区六木3丁目地先 (中川下流側) 東京都足立区六木2丁目地先
		新大場川水門	左岸	18.5km付近	(大場川左岸) 東京都葛飾区西水元4丁目地先 (大場川右岸) 埼玉県八潮市古新田地先
		三郷水門	左岸	21.7km付近	埼玉県三郷市境地先
		八潮水門	右岸	25.7km付近	埼玉県八潮市八條地先
	綾瀬川	古綾瀬川水門	左岸	14.0km付近	埼玉県草加市松江地先
		草加南水門	左岸	綾瀬川左岸16.0km付近	埼玉県草加市八幡町地先
		草加北水門	左岸	綾瀬川左岸16.0km付近	埼玉県草加市八幡町地先
	三郷放水路	連絡水門	左岸	0.1km付近	埼玉県三郷市新和地先
		大場川水門	左岸	0.2km付近	埼玉県三郷市新和地先
	大場川放水路	大場川第二水門	左右岸	0.0km付近	埼玉県三郷市新和地先
	綾瀬川放水路	連絡水門	—	八潮排水機場付近	埼玉県八潮市八條地先
		古綾瀬川下流水門	左岸	左岸No.123+4.50m	埼玉県草加市青柳地先
		古綾瀬川上流水門	左岸	左岸No.161+14.00m	埼玉県草加市八幡町地先
	首都圏外郭放水路	18号水路流入ゲート	—	江戸川合流点+1.875km	埼玉県春日部市金崎地先
		中川流入施設ゲート	—	江戸川合流点+3.821km	埼玉県春日部市樋籠地先
		中川流入ゲート	—	江戸川合流点+3.821km	埼玉県春日部市樋籠地先
		倉松川流入ゲート	—	江戸川合流点+3.821km	埼玉県春日部市樋籠地先
		幸松川流入ゲート	—	江戸川合流点+5.227km	埼玉県春日部市不動院野地先
		大落古利根川流入ゲート	—	江戸川合流点+6.857km	埼玉県春日部市小湊地先
伏越	三郷放水路	大場川伏越(下流側)	右岸	0.2km付近	埼玉県三郷市新和地先
		大場川伏越(上流側)	左岸	0.2km付近	埼玉県三郷市新和地先

河川管理施設(2/3)

種別	河川名	施設名	位置		住所
			左右岸	km	
樋門・樋管	中川	稲荷下樋管	右岸	18.5km付近	埼玉県八潮市圀地先
		圀川排水樋管	右岸	18.6km付近	埼玉県八潮市圀地先
		弁天排水樋管	左岸	22.4km付近	埼玉県三郷市谷口地先
		花和田排水樋管	左岸	22.7km付近	埼玉県三郷市花和田地先
		彦次郎排水樋管	左岸	23.5km付近	埼玉県三郷市彦江地先
		本郷寺排水樋管	左岸	24.1km付近	埼玉県三郷市番匠免地先
		上口排水樋管	左岸	24.7km付近	埼玉県三郷市上口地先
		治郎右工門排水樋管	左岸	25.2km付近	埼玉県三郷市彦倉地先
		彦野排水樋管	左岸	25.5km付近	埼玉県三郷市彦野地先
		八潮排水機場樋管(3・4号ポンプ用)	右岸	25.7km付近	埼玉県八潮市八條地先
		八潮排水機場樋管	右岸	25.8km付近	埼玉県八潮市八條地先
		下河原排水樋管	左岸	25.9km付近	埼玉県三郷市天神地先
		上彦名排水樋管	左岸	26.1km付近	埼玉県三郷市彦川戸地先
		中堰排水樋管	左岸	26.5km付近	埼玉県三郷市上彦名地先
		内田排水樋管	左岸	27.3km付近	埼玉県三郷市彦糸地先
		塔端排水樋管	左岸	28.6km付近	埼玉県吉川市高久地先
	綾瀬川	花畑排水管1	右岸	8.5km付近	東京都足立区南花畑地先
		伝右川排水樋門	右岸	10.6km付近	東京都足立区花畑地先
		神明排水樋管	右岸	14.1km付近	埼玉県草加市神明地先

河川管理施設(3/3)

種別	河川名	施設名	位置		住所
			左右岸	km	
揚排水機場	中川	八潮排水機場	右岸	25.7km付近	埼玉県八潮市鶴ヶ曽根地先
	綾瀬川	伝右川排水機場	右岸	10.6km付近	東京都足立区花畑8丁目地先
トンネル等	外郭放水路	第一立坑	—	江戸川合流点+0.453km	埼玉県春日部市上金崎地先
	外郭放水路	第二立坑	—	江戸川合流点+1.875km	埼玉県春日部市金崎地先
	外郭放水路	第三立坑	—	江戸川合流点+3.821km	埼玉県春日部市樋籠地先
	外郭放水路	第四立坑	—	江戸川合流点+5.227km	埼玉県春日部市不動院野地先
	外郭放水路	第五立坑	—	江戸川合流点+6.857km	埼玉県春日部市小湊地先
	外郭放水路	トンネル	—	—	—
浄化施設等	綾瀬川	越谷浄化施設	左岸	16.6km付近～17.2km付近	埼玉県越谷市蒲生愛宕町地先
管理橋等	大場川	大場川橋	左右岸	1.0km付近	埼玉県三郷市新和地先
	第二大場川	第二大場川橋	左右岸	1.2km付近	埼玉県三郷市新和地先

許可工作物一覧(樋門・樋管等)(中川・綾瀬川他)(1/2)

出張所名	河川名	施設名	位置		管理者
			左右岸	km	
中川下流	中 川	新宿ポンプ所雨水放流渠(新宿排水樋管)	左岸	13.35	東京都下水道局
中川下流	中 川	第三新宿排水場吐出樋管	左岸	13.37	葛飾区
中川下流	中 川	亀有排水樋管	右岸	13.44	東京都下水道局
中川下流	中 川	中川水再生センター樋管	右岸	15.94	東京都下水道局
中川下流	中 川	下大瀬排水樋管	左岸	19.24	八潮市
中川下流	中 川	稻荷上落し	右岸	19.52	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	鳥内排水樋管	右岸	19.80	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	伊勢野排水樋管	右岸	20.40	八潮市
中川下流	中 川	申之切所落し	右岸	20.50	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	幸助落し	右岸	21.30	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	幸助落し排水樋管	右岸	21.31	八潮市
中川下流	中 川	木曽根排水樋管	右岸	23.40	八潮市
中川下流	中 川	堀脇排水樋管	右岸	23.78	八潮市
中川下流	中 川	昭和排水樋管	左岸	24.01	八潮市
中川下流	中 川	貉落し	右岸	24.14	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	下之塚	右岸	24.45	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	新堀落し排水樋管	右岸	24.74	八潮市
中川下流	中 川	新堀落し	右岸	24.70	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	幸之宮塚	右岸	25.02	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	幸之宮落し	右岸	25.18	八潮市(旧堤部)
中川下流	中 川	入谷落排水樋管	右岸	27.00	八潮市
中川下流	中 川	入谷落し	右岸	27.00	八潮市(旧堤部)
三郷	中 川	戸ヶ崎第1排水樋管	左岸	19.66	三郷市
三郷	中 川	戸ヶ崎第二2排水樋管	左岸	19.85	三郷市
三郷	中 川	戸ヶ崎第三3排水樋管	左岸	20.10	三郷市
三郷	中 川	中川流域下水道放流樋管	左岸	21.08	埼玉県中川下水道事務所
三郷	中 川	政右工門塚	左岸	21.40	三郷市
三郷	中 川	東京都水道局中川取水施設	左岸	22.36	東京都
三郷	中 川	道路排水樋管	左岸	23.70	三郷市
三郷	中 川	二郷半領中川揚水樋管	左岸	26.20	農林水産省
三郷	第二大場川	八丁堀樋管	左岸	0.52	三郷市
三郷	三郷放水路	二郷半酒井排水樋管	左岸	1.39	農林水産省
三郷	三郷放水路	東和第二排水樋管	右岸	1.53	三郷市
三郷	三郷放水路	東和第一排水樋管	左岸	1.54	三郷市
中川	中 川	下之塚排水樋管	右岸	27.81	草加市
中川	中 川	柿ノ木浄水場取水樋管	右岸	27.96	埼玉県
中川	中 川	千疋排水樋管	右岸	28.96	越谷市
中川	中 川	共保雨水排水樋管	左岸	29.86	吉川市
中川	中 川	上之塚排水樋管	右岸	28.90	草加市
中川	中 川	中島排水樋管	左岸	30.28	吉川市
中川	中 川	四条排水樋管	右岸	30.38	越谷市
中川	中 川	川端排水樋管	左岸	30.46	吉川市
中川	中 川	吉川排水管2	左岸	30.77	吉川市
中川	中 川	平沼排水樋管	左岸	30.86	吉川市
中川	中 川	中島大割排水樋管	右岸	31.00	越谷市
中川	中 川	吉川排水管1	左岸	31.34	吉川市
中川	中 川	須賀排水樋管	右岸	32.13	吉川市
中川	中 川	木売排水樋管	左岸	32.20	吉川市
中川	中 川	下八間堀排水樋管	左岸	32.26	旭土地改良区

許可工作物一覧(樋門・樋管等)(中川・綾瀬川他)(2/2)

出張所名	河川名	施設名	位置		管理者
			左右岸	km	
中川	綾瀬川	浮塚排水樋管	左岸	8.50	八潮市
中川	綾瀬川	下沼排水樋管	右岸	9.02	足立区
中川	綾瀬川	協和興業排水管	左岸	9.28	協和興業(株)
中川	綾瀬川	明興排水管	左岸	9.30	(株)明興
中川	綾瀬川	東京ボード工業排水管2	左岸	9.35	東京ボード工業(株)
中川	綾瀬川	東京ボード工業排水管1	左岸	9.41	東京ボード工業(株)
中川	綾瀬川	双葉商事排水管1	左岸	9.43	双葉商事(株)
中川	綾瀬川	双葉商事排水管2	左岸	9.54	双葉商事(株)
中川	綾瀬川	戸部商事排水管	左岸	10.30	戸部商事(株)
中川	綾瀬川	花畑八丁目排水管	左岸	10.83	足立区
中川	綾瀬川	桑袋樋管	右岸	11.21	八潮市
中川	綾瀬川	宮代第一樋管	右岸	11.48	八潮市
中川	綾瀬川	西袋第一樋管	左岸	11.51	八潮市
中川	綾瀬川	宮代第二樋管	右岸	11.55	八潮市
中川	綾瀬川	西袋樋管	左岸	11.59	八潮市
中川	綾瀬川	川西樋管	右岸	11.62	八潮市
中川	綾瀬川	西袋第二樋管	左岸	11.68	八潮市
中川	綾瀬川	西袋掛渡井樋管	左岸	11.70	八潮市
中川	綾瀬川	西袋落し	右岸	11.71	八潮市
中川	綾瀬川	南部工業用水排水管	左岸	11.85	新三郷浄水場
中川	綾瀬川	宮代第三樋管	右岸	11.94	八潮市
中川	綾瀬川	宮代排水樋管	右岸	12.01	八潮市
中川	綾瀬川	宮代排水樋管	右岸	12.03	草加市
中川	綾瀬川	手代町排水樋管	右岸	12.17	草加市
中川	綾瀬川	柳之宮排水樋管	左岸	12.20	八潮市
中川	綾瀬川	手代町排水管4	右岸	12.42	草加市
中川	綾瀬川	草加排水樋管	右岸	12.59	草加市
中川	綾瀬川	南後谷排水管1	左岸	12.62	八潮市
中川	綾瀬川	南後谷排水樋管	左岸	12.75	八潮市
中川	綾瀬川	手代町排水管2	右岸	12.89	草加市
中川	綾瀬川	南後谷排水管3	左岸	12.90	八潮市
中川	綾瀬川	南後谷排水管4	左岸	12.95	八潮市
中川	綾瀬川	手代町排水樋管	右岸	12.97	草加市
中川	綾瀬川	稲荷町排水管4	左岸	13.25	草加市
中川	綾瀬川	稲荷町排水管3	左岸	13.40	草加市
中川	綾瀬川	稲荷町排水管2	左岸	13.59	草加市
中川	綾瀬川	島津皮革排水管	左岸	13.67	草加市
中川	綾瀬川	稲荷町排水管1	左岸	13.70	草加市
中川	綾瀬川	神明No. 13	右岸	13.92	草加市
中川	綾瀬川	松江町排水樋管5	左岸	14.00	草加市
中川	綾瀬川	松江町排水樋管4	左岸	14.11	草加市
中川	綾瀬川	松江町排水樋管3	左岸	14.22	草加市
中川	綾瀬川	松江町排水樋管2	左岸	14.33	草加市
中川	綾瀬川	松江第二排水樋管	左岸	14.63	草加市
中川	綾瀬川	松江町排水樋管1	左岸	14.99	草加市
中川	綾瀬川	日本住宅公団排水樋管	右岸	15.33	草加市
中川	綾瀬川	中根町排水管	左岸	15.35	草加市
中川	綾瀬川	河合産業樋管	左岸	15.40	河合産業(株)
中川	綾瀬川	日本化学排水管③	左岸	15.51	日本化学産業(株)
中川	綾瀬川	日本化学排水管②	左岸	15.61	日本化学産業(株)
中川	綾瀬川	三ツ橋排水樋管	右岸	15.61	草加市
中川	綾瀬川	旭町第二排水樋管	右岸	15.82	草加市
中川	綾瀬川	旭町第一排水樋管	右岸	15.94	草加市
中川	綾瀬川	蒲生愛宕町排水樋管	左岸	16.32	越谷市
中川	綾瀬川	越谷下水道樋管	左岸	16.90	越谷市

許可工作物一覧(橋梁)(中川・綾瀬川他)(1/2)

出張所名	河川名	施設名	位置		管理者
			左右岸	km	
中川	中 川	新中川水管橋	左右岸	29.24	埼玉県新三郷浄水場
中川	中 川	中川水管橋	左右岸	31.70	埼玉県
中川	中 川	武蔵野線 中川橋りょう	左右岸	29.73	東日本旅客鉄道(株)
中川	中 川	弥生橋	左右岸	33.33	埼玉県
中川	中 川	吉川仮橋	左右岸	30.77	埼玉県
中川	中 川	吉川橋	左右岸	30.78	埼玉県
中川	中 川	吉越橋	左右岸	30.21	埼玉県
中川	中 川	新川橋	左右岸	32.42	吉川市
中川	中 川	道路橋	右岸	28.67	草加市
中川	綾瀬川	桑袋大橋	左右岸	11.08	足立区
中川	綾瀬川	国道298号かさね橋(下り線)	左右岸	15.82	国土交通省関東地方整備局
中川	綾瀬川	国道298号かさね橋(上り線)	左右岸	15.88	国土交通省関東地方整備局
中川	綾瀬川	蒲生大橋	左右岸	16.40	草加市
中川	綾瀬川	綾瀬川水管橋	左右岸	12.41	埼玉県
中川	綾瀬川	浮花橋	左右岸	8.92	埼玉県
中川	綾瀬川	柳ノ宮橋	左右岸	11.70	埼玉県
中川	綾瀬川	綾瀬橋	左右岸	16.85	埼玉県
中川	綾瀬川	谷古宇橋	左右岸	14.30	埼玉県
中川	綾瀬川	手代新橋	左右岸	13.06	草加市
中川	綾瀬川	松原大橋	左右岸	15.20	草加市
中川	綾瀬川	松江橋	左右岸	14.00	草加市
中川	綾瀬川	手代橋	左右岸	12.99	埼玉県
中川	綾瀬川	八条大橋歩道橋	左右岸	13.82	草加市
中川	綾瀬川	八条大橋	左右岸	13.83	草加市
中川	綾瀬川	八条大橋歩道橋	左右岸	13.83	草加市
中川	綾瀬川	ハープ橋	左右岸	14.75	草加市
中川	綾瀬川	水管橋	左右岸	13.00	草加市
中川	綾瀬川	中曽根橋	左右岸	15.45	草加市
中川	綾瀬川	槐戸橋	左右岸	16.20	草加市
中川	綾瀬川	ガス導管橋	左右岸	11.22	東京瓦斯(株)
中川	綾瀬川	東武鉄道伊勢崎線綾瀬川橋梁	左右岸	17.20	東武鉄道(株)
中川	綾瀬川	東京外環自動車道 綾瀬川橋	左右岸	15.85	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
中川	綾瀬川	八潮橋	左岸	10.60	八潮市
中川	綾瀬川	西袋橋	左右岸	11.40	八潮市
中川	綾瀬川	宮代橋	左右岸	12.04	八潮市

許可工作物一覧(橋梁)(中川・綾瀬川他)(2/2)

出張所名	河川名	施設名	位置		管理者
			左右岸	km	
三郷	中 川	東京外環自動車道(中川橋)	左右岸	26.08	東日本高速道路(株)
三郷	中 川	共和橋(首都高速6号線)	左右岸	23.65	東日本高速道路(株)
三郷	中 川	八条橋歩道橋	左右岸	26.50	埼玉県
三郷	中 川	八条橋	左右岸	26.50	埼玉県
三郷	中 川	常磐新線中川橋梁	左右岸	21.95	東日本旅客鉄道(株)
三郷	中 川	潮郷橋(上り)	左右岸	26.06	国土交通省関東地方整備局
三郷	中 川	潮郷橋(下り)	左右岸	26.10	国土交通省関東地方整備局
三郷	中 川	共和橋(高速6号左右橋)	左右岸	23.73	埼玉県
三郷	中 川	ガス導水管	左右岸	25.94	東京瓦斯(株)
三郷	中 川	新中川橋	左右岸	20.35	埼玉県
三郷	三郷放水路	大膳歩道橋	左右岸	0.35	三郷市
三郷	三郷放水路	大膳橋	左右岸	0.22	三郷市
三郷	三郷放水路	酒井橋	左右岸	1.01	三郷市
三郷	三郷放水路	八丁堀歩道橋	左右岸	0.55	三郷市
三郷	三郷放水路	八丁堀橋	左右岸	0.66	三郷市
三郷	三郷放水路	新大膳橋	左右岸	0.34	三郷市
三郷	三郷放水路	境木橋	左右岸	1.64	埼玉県
三郷	三郷放水路	三郷放水路橋(上り側道)	左右岸	1.21	国土交通省関東地方整備局
三郷	三郷放水路	三郷放水路橋	左右岸	1.22	国土交通省関東地方整備局
三郷	三郷放水路	東京外環自動車道 (三郷放水路橋)	左右岸	1.22	東日本高速道路(株)
三郷	三郷放水路	三郷放水路橋(下り側道)	左右岸	1.23	国土交通省関東地方整備局
三郷	三郷放水路	二郷半橋	左右岸	1.38	三郷市
三郷	三郷放水路	二郷半歩道橋	左右岸	1.53	三郷市
三郷	三郷放水路	境木橋	左右岸	1.63	埼玉県
中川下流	中 川	中川橋りょう(常磐線快速)	左右岸	14.93	東日本旅客鉄道(株)
中川下流	中 川	中川橋りょう(常磐線緩行)	左右岸	14.93	東日本旅客鉄道(株)
中川下流	中 川	飯塚橋	左右岸	16.29	東京都
中川下流	中 川	中川橋	左右岸	14.23	東京都
中川下流	中 川	京成電鉄中川橋梁	左右岸	12.49	京成電鉄(株)
中川下流	中 川	水管橋(鹿浜線)	左右岸	16.08	東京都水道局
中川下流	中 川	中川水管橋(工業用水道管)	左右岸	15.95	東京都水道局
中川下流	中 川	中川大橋	左右岸	13.64	国土交通省関東地方整備局
中川下流	中 川	潮止橋	左右岸	19.14	埼玉県

許可工作物一覧(送電線等)(中川・綾瀬川等)

出張所名	河川名	施設名	位置		管理者
			左右岸	km	
中川	中 川	送電線(小松川線)	左右岸	27.83	東京電力パワーグリッド(株)川口支社
中川	綾瀬川	送電線上空横過(花畑線・潮止線)	左右岸	8.80	東京電力パワーグリッド(株)上野支社
中川	綾瀬川	特別高圧送電線(小松川線)	左右岸	15.60	東京電力パワーグリッド(株)川口支社
中川	綾瀬川	特別高圧架空送電線(花葛線)	左右岸	11.59	東京電力パワーグリッド(株)川口支社
中川	綾瀬川放水路	特別高圧架空送電線路	左右岸		東京電力パワーグリッド(株)川口支社
中川	綾瀬川放水路	特別高圧架空送電線	左右岸		東京電力パワーグリッド(株)川口支社
三郷	中 川	送電線上空横過	左右岸	22.55	東京電力パワーグリッド(株)上野支社
中下	中 川	送電線(花総線)	左右岸	13.00	東京電力パワーグリッド(株)上野支社
中下	中 川	送電線(水元給水線)	左右岸	15.50	東京電力パワーグリッド(株)上野支社
中下	中 川	特別高圧架空送電線(亀戸線)	左右岸	19.20	東京電力パワーグリッド(株)上野支社
中下	中 川	送電線上空横過(小松川線)	左右岸	20.60	東京電力パワーグリッド(株)川口支社
中下	中 川	特別高圧架空送電線(鶴ヶ曾根線)	左右岸	22.30	東京電力パワーグリッド(株)川口支社